北海道地方最低賃金審議会

特定最低賃金専門部会（乳糖）

（第１回　令和４年９月８日）

資料No.１	特定最低賃金専門部会委員名簿（乳糖）	・・・	1
資料No.２	特定最低賃金専門部会運営規定（乳糖）	・・・	3
資料No.３	特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要（乳糖）	・・・	5
資料No.４	令和４年度答申日別最短効力発生予定日一覧表	・・・	7
資料No.５	北海道最低賃金額の推移	・・・	9
資料No.６	北海道の特定最低賃金の推移	・・・	11
資料No.７	令和４年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）	・・・	13
資料No.８	令和３年度特定最低賃金の改正決定に係る審議結果	・・・	21
資料No.９	令和３年度全国の特定最低賃金額決定状況	・・・	23
資料No.10	雇用失業情勢（レイバーレター：8／30付け）	・・・	31

資料No.1

北海道地方最低賃金審議会(第４９期) 北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会委員名簿

令和４年９月５日任命

区分	氏　名	現　　職
公益代表委員	岩波和枝（いわなみかずえ）	特定社会保険労務士
	亀野淳（かめのじゅん）	北海道大学高等教育推進機構 教授
	西村卓也（にしむらたくや）	北海道新聞社 論説主幹
労働者代表委員	池田敦哉（いけだあつや）	北海道糖業労働組合中央執行委員 日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品・糖類製造業最低賃金対策会議　代表
	下原広大（しもはらこうだい）	全森永労働組合佐呂間支部組合員 日本食品関連産業労働組合総連合会北海道乳製品・糖類製造業最低賃金対策会議　副代表
	布施政彦（ふせまさひこ）	日本食品関連産業労働組合総連合会（フード連合） 北海道・東北ブロック局長
使用者代表委員	田中克幸（たなかかつゆき）	日本甜菜製糖㈱ 人事部次長
	山内信弥（やまうちしんや）	雪印メグミルク㈱ 北海道統括支店　業務課長
	横島義人（よこじまよしひと）	北海道商工会連合会 事務局長

注１）公・労・使委員は、五十音順

資料No.2

北海道地方最低賃金審議会
北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会　運営規程

令和３年４月１日改正

第１条　北海道地方最低賃金審議会北海道乳製品、糖類製造業最低賃金専門部会（以下「専門部会」という。）の議事運営は、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第２条　専門部会の会議（以下「会議」という。）は、部会長が必要と認めたときのほか、北海道労働局長又は３分の１以上の専門部会委員（以下「委員」という。）から開催の請求があったとき、部会長が招集する。

２　前項の規程により北海道労働局長又は委員が会議の開催を請求しようとする場合には、付議事項及び希望期日を、少なくとも当該期日の１週間前までに、部会長に通知しなければならない。

３　部会長は、会議を招集しようとするときには、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも３日前までに、付議事項、日時及び場所を委員に通知するとともに、北海道労働局長に通知するものとする。

第３条　部会長が必要であると認めるときは、テレビ会議システム（映像と音声の送受信により、相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムをいう。次項においても同じ。）を利用する方法によって、会議に出席することができる。

２　テレビ会議システムを利用する方法による会議の出席は、最低賃金審議会令第６条第６項により準用する同令第５条第２項及び第３項に規定する会議への出席に含めるものとする。

３　委員は、病気その他の事由によって会議に出席できないときは、部会長に適当な方法で通知しなければならない。

４　委員は、旅行その他の事由によって長期間不在となるときは、あらかじめ部会長に適当な方法で通知するものとする。

第４条　部会長は、会議の議長となり、議事を整理する。

２　委員は、会議において発言しようとするときは、部会長の許可を受けるものとする。

第５条　会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は会議を非公開とすることができる。

第６条　会議の議事については、議事録を作成するものとする。

２　議事録及び会議の資料は、原則として公開とする。ただし、公開とすることにより、個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、議事録の一部又は全部を非公開とすることができる。

第７条　部会長は、専門部会が議決を行ったときは、北海道地方最低賃金審議会に報告するものとする。

第８条　この規程に定めるもののほか、議事及び運営に関し必要な事項は、専門部会の議決に基づいて行う。

第９条　　この規程の改廃は、専門部会の議決に基づいて行う。

附　則　　この規程は、令和３年４月１日から施行する。

資料No.3

特定最低賃金の改正決定の申出に関する概要

北海道処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金改正決定申出書の審査結果について

1　申出者

日本食品関連産業労働組合総連合会

北海道乳製品、糖類製造業最低賃金対策会議

代　表　　池田　敦哉

副代表　　下原　広大

事務局　　宗像　勇樹

2　申出書提出（受理）年月日

令和４年７月１２日（令和４年７月１３日）

3　申出書内容

（1）申出ケース：公正競争ケース

（2）申出基幹的労働者数

	組合数	労働者数	摘要
労働協約			
機関決定	２１	１，９１７	
個々の労働者の合意	４	４４	
合　　計	２５	１，９６１	

4　平成２８年経済センサスに基づく事業所数及び労働者数

日本標準産業分類		事業所数	労働者数
Ｅ０９１３ Ｅ０９１４	処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	88	4,224
Ｅ０９５	糖類製造業	12	970
合　　計		100	5,194

5　平成２８年経済センサスの労働者数と申出基幹的労働者との割合

$$\frac{\text{申出基幹的労働者数（１，９６１）}}{\text{平成２８年経済センサスに基づく労働者数（５，１９４）}} = （３７．７６％）$$

6　申出書の添付書類

（1）申出合意書及び委任状

（2）機関決定の写

（3）事業場数と労働者の概要

（4）最低賃金改定の必要性のための疎明資料

7　申出要件の該否

本件は、当該特定最低賃金の適用を受けるべき労働者の概ね３分の１以上のものの合意による申出であって、申出者はそれらの代表者であることが確認できること、また、事業の公正競争を確保する観点から最低賃金を改正することが必要であるとの理由書も添付されており、当該申出は要件に該当する。

資料No.4

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

答申 (要旨公示)	15日 →	異議申出 締切	10営業日 →	官報 公示	30日 →	発効
9月1日(木)		9月16日(金)		10月4日(火)		11月3日(木)
9月2日(金)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月3日(土)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月4日(日)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月5日(月)		9月20日(火)		10月5日(水)		11月4日(金)
9月6日(火)		9月21日(水)		10月6日(木)		11月5日(土)
9月7日(水)		9月22日(木)		10月7日(金)		11月6日(日)
9月8日(木)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月9日(金)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月10日(土)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月11日(日)		9月26日(月)		10月11日(火)		11月10日(木)
9月12日(月)		9月27日(火)		10月12日(水)		11月11日(金)
9月13日(火)		9月28日(水)		10月13日(木)		11月12日(土)
9月14日(水)		9月29日(木)		10月14日(金)		11月13日(日)
9月15日(木)		9月30日(金)		10月17日(月)		11月16日(水)
9月16日(金)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月17日(土)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月18日(日)		10月3日(月)		10月18日(火)		11月17日(木)
9月19日(月)		10月4日(火)		10月19日(水)		11月18日(金)
9月20日(火)		10月5日(水)		10月20日(木)		11月19日(土)
9月21日(水)		10月6日(木)		10月21日(金)		11月20日(日)
9月22日(木)		10月7日(金)		10月24日(月)		11月23日(水)
9月23日(金)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月24日(土)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月25日(日)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月26日(月)		10月11日(火)		10月25日(火)		11月24日(木)
9月27日(火)		10月12日(水)		10月26日(水)		11月25日(金)
9月28日(水)		10月13日(木)		10月27日(木)		11月26日(土)
9月29日(木)		10月14日(金)		10月28日(金)		11月27日(日)
9月30日(金)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月1日(土)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月2日(日)		10月17日(月)		10月31日(月)		11月30日(水)
10月3日(月)		10月18日(火)		11月1日(火)		12月1日(木)
10月4日(火)		10月19日(水)		11月2日(水)		12月2日(金)
10月5日(水)		10月20日(木)		11月4日(金)		12月4日(日)
10月6日(木)		10月21日(金)		11月7日(月)		12月7日(水)
10月7日(金)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月8日(土)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)
10月9日(日)		10月24日(月)		11月8日(火)		12月8日(木)

令和4年度答申要旨の公示日別最短効力発生予定一覧表（特定(産業別)最低賃金の場合）

※令和4年2月1日時点のカレンダーに基づき、異議申出締切日の翌日に本省で官報公示の手続きを行った場合のスケジュール

※12月1日(木)発効とするためには、10月3日(月)までに答申要旨を公示する必要がある。

10月10日(月)		10月25日(火)		11月9日(水)		12月9日(金)
10月11日(火)		10月26日(水)		11月10日(木)		12月10日(土)
10月12日(水)		10月27日(木)		11月11日(金)		12月11日(日)
10月13日(木)		10月28日(金)		11月14日(月)		12月14日(水)
10月14日(金)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月15日(土)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月16日(日)		10月31日(月)		11月15日(火)		12月15日(木)
10月17日(月)		11月1日(火)		11月16日(水)		12月16日(金)
10月18日(火)		11月2日(水)		11月17日(木)		12月17日(土)
10月19日(水)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月20日(木)		11月4日(金)		11月18日(金)		12月18日(日)
10月21日(金)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月22日(土)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月23日(日)		11月7日(月)		11月21日(月)		12月21日(水)
10月24日(月)		11月8日(火)		11月22日(火)		12月22日(木)
10月25日(火)		11月9日(水)		11月24日(木)		12月24日(土)
10月26日(水)		11月10日(木)		11月25日(金)		12月25日(日)
10月27日(木)		11月11日(金)		11月28日(月)		12月28日(水)
10月28日(金)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月29日(土)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月30日(日)		11月14日(月)		11月29日(火)		12月29日(木)
10月31日(月)		11月15日(火)		11月30日(水)		12月30日(金)
11月1日(火)		11月16日(水)		12月1日(木)		12月31日(土)
11月2日(水)		11月17日(木)		12月2日(金)		1月1日(日)
11月3日(木)		11月18日(金)		12月5日(月)		1月4日(水)
11月4日(金)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月5日(土)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月6日(日)		11月21日(月)		12月6日(火)		1月5日(木)
11月7日(月)		11月22日(火)		12月7日(水)		1月6日(金)
11月8日(火)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月9日(水)		11月24日(木)		12月8日(木)		1月7日(土)
11月10日(木)		11月25日(金)		12月9日(金)		1月8日(日)
11月11日(金)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月12日(土)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月13日(日)		11月28日(月)		12月12日(月)		1月11日(水)
11月14日(月)		11月29日(火)		12月13日(火)		1月12日(木)
11月15日(火)		11月30日(水)		12月14日(水)		1月13日(金)
11月16日(水)		12月1日(木)		12月15日(木)		1月14日(土)
11月17日(木)		12月2日(金)		12月16日(金)		1月15日(日)
11月18日(金)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)
11月19日(土)		12月5日(月)		12月19日(月)		1月18日(水)

資料No.5

北海道の地域別最低賃金額の推移（H4年～R4年）

年度	日額			時間額			発効年月日
	金額（円）	引上額（円）	引上率（%）	金額（円）	引上額（円）	引上率（%）	
H4	4,331	177	4.26	542	22	4.23	H4.10. 1
5	4,467	136	3.14	559	17	3.14	5.10. 1
6	4,575	108	2.42	572	13	2.33	6.10. 1
7	4,681	106	2.32	586	14	2.45	7.10. 1
8	4,780	99	2.11	598	12	2.05	8.10. 1
9	4,886	106	2.22	611	13	2.17	9.10. 1
10	4,975	89	1.82	622	11	1.80	10.10. 1
11	5,020	45	0.90	628	6	0.96	11.10. 1
12	5,060	40	0.80	633	5	0.80	12.10. 1
13	5,095	35	0.69	637	4	0.63	13.10. 1
14				637	－	－	14.10. 1
15				637	－	－	14.10. 1
16				638	1	0.16	16.10. 1
17				641	3	0.47	17.10.1
18				644	3	0.47	18.10.1
19				654	10	1.55	19.10.19
20				667	13	1.99	20.10.19
21				678	11	1.65	21.10.10
22				691	13	1.92	22.10.15
23				705	14	2.03	23.10. 6
24				719	14	1.99	24.10.18
25				734	15	2.09	25.10.18
26				748	14	1.91	26.10.8
27				764	16	2.14	27.10.8
28				786	22	2.88	28.10.1
29				810	24	3.05	29.10.1
30				835	25	3.09	30.10.1
R1				861	26	3.11	R.1.10.3
2				861	－	－	R.1.10.3
3				889	28	3.25	R.3.10.1
4				920	31	3.49	R.4.10.2

注１： 平成14年度から時間額単独方式に移行。

資料No.6

北海道の特定(産業別)最低賃金額の推移

件　名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	H4	4,777	215	4.71	598	27	4.73	H4.12.1
	5	4,973	196	4.10	622	24	4.01	H5.12.1
	6	5,105	132	2.65	639	17	2.73	H6.12.1
	7	5,225	120	2.35	654	15	2.35	H7.12.1
	8	5,338	113	2.16	668	14	2.14	H8.12.1
	9	5,457	119	2.23	683	15	2.25	H9.12.1
	10	5,560	103	1.89	695	12	1.76	H10.12.1
	11	5,613	53	0.95	702	7	1.01	H11.12.1
	12	5,654	41	0.73	707	5	0.71	H12.12.1
	13	5,691	37	0.65	712	5	0.71	H13.12.1
	14				712	−	−	−
	15				713	1	0.14	H15.12.1
	16				714	1	0.14	H16.12.1
	17				718	4	0.56	H17.12.1
	18				721	3	0.42	H18.12.1
	19				732	11	1.53	H19.12.1
	20				745	13	1.78	H20.12.1
	21				754	9	1.21	H21.12.13
	22				763	9	1.20	H22.12.8
	23				772	9	1.18	H23.12.7
	24				781	9	1.17	H24.12.5
	25				791	10	1.28	H25.12.6
	26				802	11	1.39	H26.12.1
	27				813	11	1.37	H27.12.6
	28				830	17	2.09	H28.12.4
	29				850	20	2.41	H29.12.1
	30				871	21	2.47	H30.12.1
	R1				892	21	2.41	R1.12.6
	2				893	1	0.11	R2.12.6
	3				922	29	3.25	R3.12.4
鉄鋼業	H4	5,096	224	4.60	637	28	4.60	H4.12.1
	5	5,280	184	3.61	660	23	3.61	H5.12.1
	6	5,408	128	2.42	676	16	2.42	H6.12.1
	7	5,533	125	2.31	692	16	2.37	H7.12.1
	8	5,650	117	2.11	707	15	2.17	H8.12.1
	9	5,775	125	2.21	722	15	2.12	H9.12.1
	10	5,880	105	1.82	735	13	1.80	H10.12.1
	11	5,930	50	0.85	742	7	0.95	H11.12.1
	12	5,977	47	0.79	748	6	0.81	H12.12.1
	13	6,017	40	0.67	753	5	0.67	H13.12.1
	14				753	−	−	−
	15				754	1	0.13	H15.12.1
	16				756	2	0.27	H16.12.1
	17				762	6	0.79	H17.12.1
	18				766	4	0.52	H18.12.1
	19				778	12	1.57	H19.12.1
	20				794	16	2.10	H20.12.1
	21				805	11	1.39	H21.12.1
	22				814	9	1.12	H22.12.1
	23				823	9	1.11	H23.12.2
	24				832	9	1.09	H24.12.1
	25				842	10	1.20	H25.12.1
	26				858	16	1.90	H26.12.1
	27				876	18	2.09	H27.12.1
	28				900	24	2.74	H28.12.1
	29				927	27	3.00	H29.12.1
	30				948	21	2.27	H30.12.1
	R1				967	19	2.00	R1.12.1
	2				967	−	−	−
	3				979	12	1.24	R3.12.1

北海道の特定（産業別）最低賃金額の推移

件　名	年度	日額			時間額			発効年月日
		金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	金額(円)	引上額(円)	引上率(%)	
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	H4	4,839	195	4.20	605	24	4.13	H4.12.1
	5	4,991	152	3.14	624	19	3.14	H5.12.1
	6	5,112	121	2.42	639	15	2.40	H6.12.1
	7	5,222	110	2.15	653	14	2.19	H7.12.24
	8	5,330	108	2.07	667	14	2.14	H8.12.1
	9	5,440	110	2.06	680	13	1.95	H9.12.1
	10	5,529	89	1.64	692	12	1.76	H10.12.1
	11	5,579	50	0.90	698	6	0.87	H11.12.1
	12	5,624	45	0.81	703	5	0.72	H12.12.1
	13	5,659	35	0.62	708	5	0.71	H13.12.1
	14				708	－	－	－
	15				709	1	0.14	H15.12.1
	16				710	1	0.14	H16.12.1
	17				714	4	0.56	H17.12.1
	18				718	4	0.56	H18.12.1
	19				729	11	1.53	H19.12.1
	20				743	14	1.92	H20.12.1
	21				750	7	0.94	H21.12.1
	22				758	8	1.07	H22.12.9
	23				767	9	1.19	H23.12.7
	24				776	9	1.17	H24.12.2
	25				784	8	1.03	H25.12.11
	26				794	10	1.28	H26.12.1
	27				804	10	1.26	H27.12.1
	28				821	17	2.11	H28.12.1
	29				842	21	2.56	H29.12.1
	30				868	26	3.09	H30.12.1
	R1				894	26	3.00	R1.12.1
	2				895	1	0.11	R2.12.1
	3				924	29	3.24	R3.12.2
鋼船製造・修理業、船体ブロック製造業、舟艇製造・修理業	H4	4,892	190	4.04	612	24	4.08	H4.12.1
	5	5,057	165	3.37	633	21	3.43	H5.12.1
	6	5,180	123	2.43	648	15	2.37	H6.12.1
	7	5,289	109	2.10	662	14	2.16	H7.12.1
	8	5,399	110	2.08	675	13	1.96	H8.12.1
	9	5,509	110	2.04	689	14	2.07	H9.12.1
	10	5,598	89	1.62	700	11	1.60	H10.12.1
	11	5,644	46	0.82	706	6	0.86	H11.12.1
	12	5,684	40	0.71	711	5	0.71	H12.12.1
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	13	5,720	－	－	715	4	0.56	H13.12.1
	14				715	－	－	－
	15				715	－	－	－
	16				716	1	0.14	H16.12.1
	17				719	3	0.42	H17.12.1
	18				723	4	0.56	H18.12.1
	19				734	11	1.52	H19.12.1
	20				747	13	1.77	H20.12.1
	21				753	6	0.80	H21.12.1
	22				760	7	0.93	H22.12.1
	23				768	8	1.05	H23.12.1
	24				777	9	1.17	H24.12.1
	25				787	10	1.29	H25.12.1
	26				799	12	1.52	H26.12.4
	27				810	11	1.38	H27.12.5
	28				825	15	1.85	H28.12.4
	29				845	20	2.42	H29.12.1
	30				866	21	2.49	H30.12.1
	R1				887	21	2.42	R1.12.1
	2				889	2	0.23	R2.12.2
	3				917	28	3.15	R3.12.10

資料No.7

令和４年度における最低賃金基礎調査の概要（特定最低賃金）

1　調査の概要

この調査は、北海道地方最低賃金審議会において最低賃金の改定等の審議に資するため、北海道における賃金実態を的確に把握することを目的として、北海道労働局及び厚生労働省労働基準局賃金課が通信の方法により実施した。

2　調査対象産業

調査対象産業	調査対象事業所	調査対象労働者
処理牛乳・乳飲料製造業 乳製品製造業 糖類製造業	Ｅ０９１３ Ｅ０９１４ Ｅ０９５	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業
製鉄業 製鋼・製鋼圧延業 製鋼を行わない鋼材製造業 表面処理鋼材製造業	Ｅ　２２１ Ｅ　２２２ Ｅ　２２３ Ｅ　２２４	鉄鋼業
電子部品・デバイス・電子回路製造業 民生用電気機械器具製造業 電池製造業 電子応用計測器製造業 電気計測器製造業 その他の電気機械器具製造業 情報通信機械器具製造業	Ｅ　２８ Ｅ　２９３ Ｅ　２９５ Ｅ　２９６ Ｅ　２９７〔E2973除く〕 Ｅ　２９９ Ｅ　３０	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具情報通信機械器具製造業
船舶製造・修理業（木造船・木製漁船除く） 船体ブロック製造業	Ｅ　３１３１ Ｅ　３１３２	船舶製造・修理業 船体ブロック製造業

3　調査事業所規模分類及び対象労働者数

常用労働者１人～９人（規模１）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者１０～２９人（規模２）・・・調査対象は全労働者。

常用労働者３０人～９９人（規模３）・・・調査対象は全労働者の１／２抽出。

常用労働者１００人～２９９人（規模４）・・・調査対象は全労働者の１／５抽出。

常用労働者３００人以上（規模４）・・・調査対象は全労働者の１／６抽出。

4　調査対象事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	７９事業所	３，５５１人
鉄鋼業	２１事業所	２，７１３人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	５１事業所	３，９７８人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	５２事業所	８４０人
合　計	２０３事業所	１１，０８２人

5　調査回答事業所数及び労働者

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	４０事業所	２，３０４人
鉄鋼業	１１事業所	１，８５７人
電子部品等、電気機器、情報通信機器製造業	２４事業所	２，０６７人
船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	２３事業所	３５０人
合　計	９８事業所	６，５７８人

6　調査事項

（1）事業所に関しては、名称、所在地、主要な生産品の名称又は事業の内容、労働者数を調査した。

（2）労働者に関しては、性、年齢、勤続年数、就業形態、職種又は仕事の内容、賃金形態、基本給、精皆勤手当、通勤手当、家族手当、その他の手当、月間所定労働日数、１日の所定労働時間数を調査した。

7　調査期日

年齢等一定の時期における事項は、令和４年６月１日現在とした。また、賃金、労働日数等一定の期間における事項は、令和４年６月分を調査した。

8　調査結果

（1）表象区分等

イ　総括表（1）：産業、規模、地域、及び年齢別累積労働者賃金分布表

ロ　総括表（2）：産業、性別及び年齢別累積労働者賃金分布表

（2）時間当たり所定内賃金額

所定内賃金額から、精皆勤手当、通勤手当及び家族手当の３手当（最低賃金の算定に算入しない）を除いた額を所定労働時間１時間当たりに換算した。

（3）地域区分

道央、道南、道北及び道東の４地区に区分した。

地域の区分

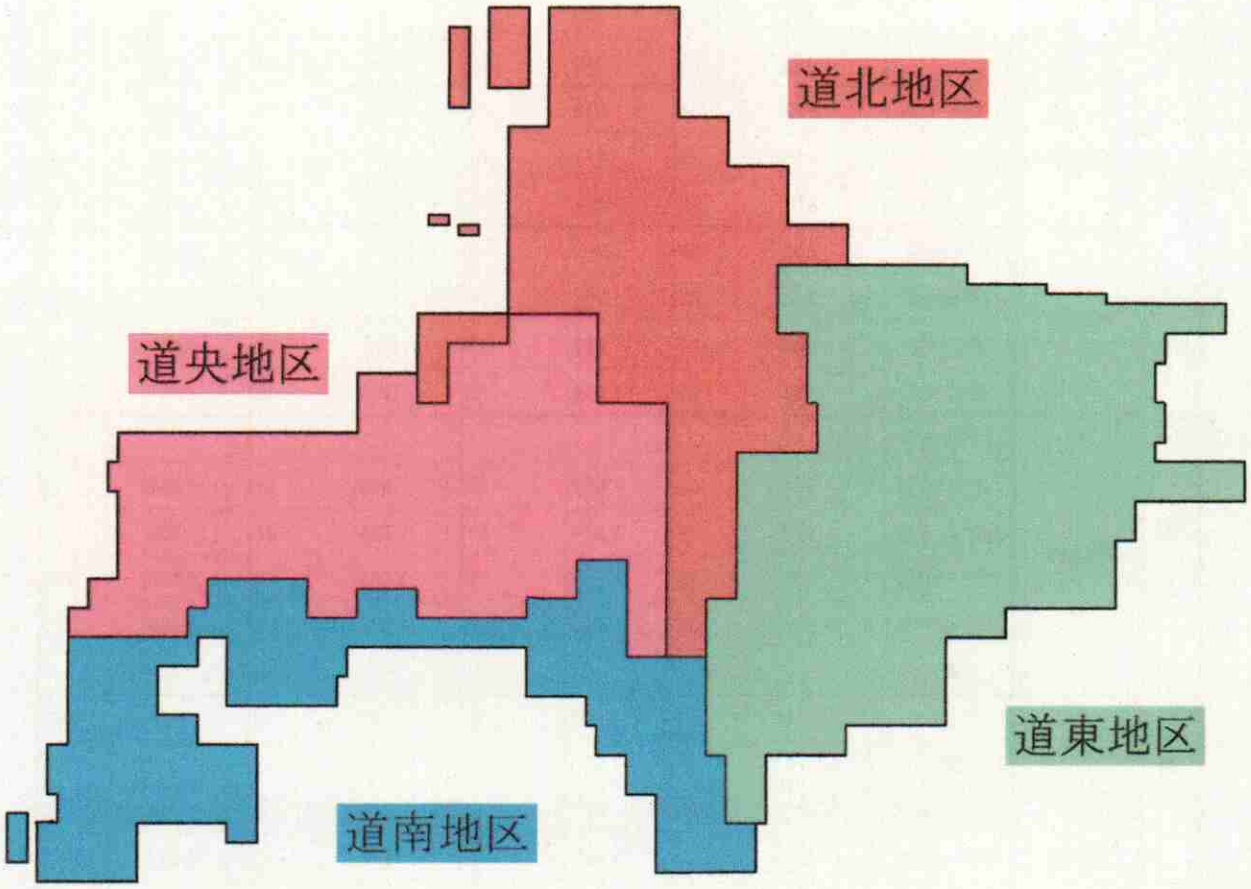

令和4年度最低賃金基礎調査概要（処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業）

時間額：922円

			第1・二十分位数		第1・十分位数		第1・四分位数		中位数	
			金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比	金 額	前年比
全労働者	合 計		(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
			950	50	998	92	1,092	−8	1,387	−10
	規模別	1～ 9人	909	44	925	54	960	60	1,050	13
		10～29人	898	−2	917	17	952	2	1,241	86
		30～99人	970	70	1,002	55	1,113	−38	1,412	−57
	地域別	道央地区	950	50	1,000	100	1,030	−20	1,164	−79
		道南地区	935	35	957	57	972	34	1,204	−154
		道北地区	930	37	943	43	1,097	50	1,421	37
		道東地区	990	90	1,040	78	1,200	45	1,554	90
	年齢別	17歳以下								
		18～19歳	957	64	957	57	975	51	1,007	24
		20～54歳	970	70	1,010	67	1,124	−31	1,406	−58
		55～59歳	930	32	972	72	1,050	10	1,683	304
		60～64歳	928	35	940	40	1,005	95	1,185	15
		65歳以上								
	男 性	計	1,010	35	1,063	10	1,247	3	1,559	−33
		17歳以下								
		18～19歳	827	−73	957	34	975	52	998	74
		20～54歳	1,020	20	1,067	−56	1,257	−17	1,547	−51
		55～59歳	1,040	60	1,089	−11	1,683	288	2,309	−139
		60～64歳	963	62	987	67	1,092	−8	1,331	−77
		65歳以上								
	女 性	計	925	50	930	37	972	72	1,050	8
		17歳以下								
		18～19歳	965	72	965	65	994	46	1,007	
		20～54歳	925	55	930	37	972	72	1,060	5
		55～59歳	930	37	930	32	972	72	1,016	16
		60～64歳	925	32	928	28	950	50	1,050	112
		65歳以上								

［解　説］

第１・２０分位数：全体の２０分の１の順位（５％）に当るものが、第１・２０分位数。

第１・１０分位数：全体の１０分の１の順位（１０％）に当るものが、第１・１０分位数。

第１・　４分位数：全体の４分の１の順位（２５％）に当るものが、第１・４分位数。

中　　位　　数：全体の２分の１の順位（中央）に当るものが、中位数。

未　　満　　率：最低賃金を改正する前に、最低賃金を下回っている労働者割合。

影　　響　　率：最低賃金を改正した後に、最低賃金を下回ることとなる労働者割合。

総括表（1）（産業・就業形態別の賃金額階級別、規模別、地域別、年齢別表）

04年　　総括表（1）　　９２２円　　産業：処理牛乳・乳飲料、乳製品、雑類製造業　　就業形態：全て（一般＋パート）　　産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額（３手当を除く）	合計	規模別			地域別				年齢別					
		１～９人	１０～２９人	３０人以上	道央	道南	道北	道東	１７歳以下	１８～１９歳	２０～５４歳	５５～５９歳	６０～６４歳	６５歳以上
計	4,499	177	136	4,187	705	532	680	2,583		71	3,752	402	273	
円 - 899	19	7	7	5		2	4	14		3	14	2		
	(0.4)	(4.2)	(5.0)	(0.1)		(0.3)	(0.5)	(0.6)		(4.8)	(0.4)	(0.4)		
900 - 909	28	12	10	5		2	4	23		3	17	2	6	
	(0.6)	(7.0)	(7.5)	(0.1)		(0.3)	(0.5)	(0.9)		(4.8)	(0.5)	(0.4)	(2.2)	
910 - 919	31	12	14	5		2	4	26		3	20	2	6	
	(0.7)	(7.0)	(10.0)	(0.1)		(0.3)	(0.5)	(1.0)		(4.8)	(0.5)	(0.4)	(2.2)	
920 - 929	77	22	31	24	14	6	11	46		3	53	5	15	
	(1.7)	(12.6)	(22.8)	(0.6)	(2.0)	(1.2)	(1.6)	(1.8)		(4.8)	(1.4)	(1.3)	(5.6)	
930 - 939	169	26	33	110	30	30	58	52		3	121	21	24	
	(3.8)	(14.8)	(24.0)	(2.6)	(4.2)	(5.7)	(8.5)	(2.0)		(4.8)	(3.2)	(5.2)	(8.9)	
940 - 949	188	30	33	126	30	38	68	52		3	132	21	31	
	(4.2)	(16.8)	(24.0)	(3.0)	(4.2)	(7.2)	(10.1)	(2.0)		(4.8)	(3.5)	(5.2)	(11.5)	
950 - 959	251	43	34	174	46	56	83	67		9	173	26	42	
	(5.6)	(24.2)	(25.1)	(4.1)	(6.5)	(10.4)	(12.2)	(2.6)		(13.3)	(4.6)	(6.5)	(15.3)	
960 - 969	267	48	34	185	46	64	83	75		12	181	28	46	
	(5.9)	(27.0)	(25.1)	(4.4)	(6.5)	(11.9)	(12.2)	(2.9)		(16.8)	(4.8)	(6.9)	(16.8)	
970 - 979	383	48	38	298	46	146	86	105		18	268	49	48	
	(8.5)	(27.0)	(27.6)	(7.1)	(6.5)	(27.4)	(12.7)	(4.1)		(25.8)	(7.1)	(12.3)	(17.4)	
980 - 989	419	48	39	332	50	150	90	128		18	287	54	59	
	(9.3)	(27.0)	(28.8)	(7.9)	(7.2)	(28.3)	(13.2)	(4.9)		(25.8)	(7.6)	(13.5)	(21.6)	
990 - 999	454	48	39	367	60	156	90	148		35	293	67	59	
	(10.1)	(27.0)	(28.8)	(8.8)	(8.5)	(29.4)	(13.2)	(5.7)		(48.6)	(7.8)	(16.5)	(21.6)	
1000 - 1009	553	56	42	454	103	172	111	167		44	373	67	70	
	(12.3)	(32.0)	(31.3)	(10.8)	(14.6)	(32.3)	(16.4)	(6.5)		(62.0)	(9.9)	(16.5)	(25.5)	
1010 - 1019	652	63	42	547	152	173	115	212		47	456	75	73	
	(14.5)	(35.4)	(31.3)	(13.1)	(21.5)	(32.6)	(16.9)	(8.2)		(66.6)	(12.2)	(18.8)	(26.8)	
1020 - 1029	697	72	44	580	167	175	119	236		47	494	79	77	
	(15.5)	(41.0)	(32.4)	(13.9)	(23.7)	(32.9)	(17.4)	(9.2)		(66.6)	(13.2)	(19.6)	(28.1)	
1030 - 1039	742	74	44	624	189	181	119	253		54	528	82	78	
	(16.5)	(41.7)	(32.4)	(14.9)	(26.9)	(34.0)	(17.4)	(9.8)		(76.2)	(14.1)	(20.4)	(28.6)	
1040 - 1049	843	78	44	721	225	183	129	307		54	619	92	78	
	(18.7)	(44.0)	(32.4)	(17.2)	(31.9)	(34.3)	(19.0)	(11.9)		(76.2)	(16.5)	(22.9)	(28.6)	
1050 - 1059	924	92	44	789	231	204	137	353		54	688	101	81	
	(20.5)	(52.0)	(32.4)	(18.8)	(32.8)	(38.4)	(20.1)	(13.7)		(76.2)	(18.3)	(25.2)	(29.7)	
1060 - 1069	1,014	92	44	878	286	206	137	386		54	771	101	88	
	(22.5)	(52.0)	(32.4)	(21.0)	(40.6)	(38.7)	(20.1)	(14.9)		(76.2)	(20.5)	(25.2)	(32.1)	
1070 - 1079	1,043	92	44	907	286	206	158	393		58	781	108	95	
	(23.2)	(52.0)	(32.4)	(21.7)	(40.6)	(38.7)	(23.3)	(15.2)		(81.3)	(20.8)	(27.0)	(34.7)	
1080 - 1089	1,099	96	44	959	312	206	165	415		58	825	121	95	
	(24.4)	(54.1)	(32.4)	(22.9)	(44.3)	(38.7)	(24.3)	(16.1)		(81.3)	(22.0)	(30.0)	(34.7)	
1090 - 1099	1,165	96	47	1,022	324	212	176	453		65	871	121	108	
	(25.9)	(54.1)	(34.9)	(24.4)	(46.0)	(39.9)	(25.9)	(17.5)		(91.0)	(23.2)	(30.0)	(39.6)	
1100 - 1199	1,508	111	62	1,335	381	264	219	644		68	1,154	147	139	
	(33.5)	(62.9)	(45.9)	(31.9)	(54.1)	(49.6)	(32.3)	(24.9)		(95.5)	(30.8)	(36.5)	(50.9)	
1200 - 1299	1,935	130	72	1,733	464	344	284	843		71	1,523	171	169	
	(43.0)	(73.5)	(53.2)	(41.4)	(65.9)	(64.6)	(41.8)	(32.6)		(100.0)	(40.6)	(42.6)	(61.7)	
1300 - 1399	2,299	146	91	2,062	564	379	334	1,022			1,853	184	191	
	(51.1)	(82.8)	(66.9)	(49.3)	(80.0)	(71.2)	(49.2)	(39.6)			(49.4)	(45.7)	(69.9)	
1400 - 1499	2,572	154	97	2,321	607	413	356	1,196			2,092	195	214	
	(57.2)	(87.0)	(71.7)	(55.4)	(86.2)	(77.6)	(52.4)	(46.3)			(55.8)	(48.5)	(78.2)	
1500 -	4,499	177	136	4,187	705	532	680	2,583			3,752	402	273	
	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)			(100.0)	(100.0)	(100.0)	
月平均賃金額	250,038	177,047	232,121	253,698	204,167	209,482	266,005	266,705		166,805	249,991	297,454	202,644	
時間当平均賃金額	1,585	1,225	1,355	1,608	1,272	1,318	1,723	1,689		1,020	1,585	1,863	1,325	
月一人当たり労働時間数	157	138	167	158	159	160	154	158		164	158	159	152	
第１・２０分位数	950	909	898	970	950	935	930	990		957	970	930	928	
第１・１０分位数	998	925	917	1,002	1,000	957	943	1,040		957	1,010	972	940	
第１・４分位数	1,092	960	952	1,113	1,030	972	1,097	1,200		975	1,124	1,050	1,005	
中位数	1,387	1,050	1,241	1,412	1,164	1,204	1,421	1,554		1,007	1,406	1,683	1,185	
四分位偏差係数	0.2799	0.1643	0.2574	0.2732	0.1451	0.1994	0.3655	0.2447		0.0317	0.2600	0.3994	0.1753	

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

総括表（2）（産業・就業形態別の賃金額階級別、性別年齢別表）

04年　　**総括表（2）**　　922円　　産業：処理牛乳・乳飲料、乳製品、他飲料製造業　　就業形態：全て（一般＋パート）　　産別適用除外除く

時間当り所定内賃金額（3手当を除く）	合計	男							女						
		男性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上	女性計	17歳以下	18～19歳	20～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
計	4,499	3,334		49	2,876	262	146		1,165		22	876	140	127	
円 - 899	19 (0.4)	5 (0.2)		3 (6.9)		2 (0.6)			14 (1.2)			14 (1.6)			
900 - 909	28 (0.6)	5 (0.2)		3 (6.9)		2 (0.6)			23 (2.0)			17 (1.9)		6 (4.6)	
910 - 919	31 (0.7)	5 (0.2)		3 (6.9)		2 (0.6)			26 (2.3)			20 (2.3)		6 (4.6)	
920 - 929	77 (1.7)	14 (0.4)		3 (6.9)	9 (0.3)	2 (0.6)			63 (5.4)			44 (5.0)	4 (2.6)	15 (12.1)	
930 - 939	169 (3.8)	20 (0.6)		3 (6.9)	15 (0.5)	2 (0.6)			149 (12.8)			105 (12.0)	19 (13.7)	24 (19.1)	
940 - 949	188 (4.2)	24 (0.7)		3 (6.9)	19 (0.6)	2 (0.6)			164 (14.1)			114 (13.0)	19 (13.7)	31 (24.7)	
950 - 959	251 (5.6)	39 (1.2)		9 (19.2)	25 (0.9)	2 (0.6)	4 (2.5)		211 (18.1)			148 (16.9)	24 (17.4)	38 (30.1)	
960 - 969	267 (5.9)	48 (1.4)		9 (19.2)	30 (1.0)	2 (0.6)	8 (5.2)		218 (18.8)		2 (11.4)	152 (17.3)	26 (18.6)	38 (30.1)	
970 - 979	383 (8.5)	68 (2.1)		16 (32.2)	43 (1.5)	2 (0.6)	8 (5.2)		314 (27.0)		2 (11.4)	224 (25.6)	48 (34.2)	40 (31.4)	
980 - 989	419 (9.3)	90 (2.7)		16 (32.2)	53 (1.8)	5 (1.8)	16 (11.0)		329 (28.2)		2 (11.4)	234 (26.7)	49 (35.3)	43 (33.9)	
990 - 999	454 (10.1)	109 (3.3)		29 (58.4)	59 (2.1)	5 (1.8)	16 (11.0)		344 (29.6)		6 (26.2)	234 (26.7)	62 (44.1)	43 (33.9)	
1,000 - 1,009	553 (12.3)	146 (4.4)		29 (58.4)	96 (3.3)	5 (1.8)	16 (11.0)		407 (34.9)		15 (70.4)	276 (31.5)	62 (44.1)	54 (42.2)	
1,010 - 1,019	652 (14.5)	190 (5.7)		29 (58.4)	141 (4.9)	5 (1.8)	16 (11.0)		462 (39.6)		19 (85.2)	315 (36.0)	71 (50.5)	57 (45.0)	
1,020 - 1,029	697 (15.5)	212 (6.4)		29 (58.4)	159 (5.5)	8 (3.1)	16 (11.0)		484 (41.6)		19 (85.2)	334 (38.2)	71 (50.5)	61 (47.8)	
1,030 - 1,039	742 (16.5)	241 (7.2)		36 (72.3)	178 (6.2)	11 (4.3)	16 (11.0)		501 (43.0)		19 (85.2)	350 (39.9)	71 (50.5)	62 (48.8)	
1,040 - 1,049	843 (18.7)	302 (9.1)		36 (72.3)	232 (8.1)	18 (6.9)	16 (11.0)		541 (46.4)		19 (85.2)	387 (44.1)	74 (52.8)	62 (48.8)	
1,050 - 1,059	924 (20.5)	323 (9.7)		36 (72.3)	250 (8.7)	21 (8.2)	16 (11.0)		601 (51.6)		19 (85.2)	437 (49.9)	80 (57.1)	65 (51.4)	
1,060 - 1,069	1,014 (22.5)	381 (11.4)		36 (72.3)	302 (10.5)	21 (8.2)	22 (15.4)		633 (54.3)		19 (85.2)	469 (53.6)	80 (57.1)	65 (51.4)	
1,070 - 1,079	1,043 (23.2)	392 (11.8)		39 (79.6)	305 (10.6)	21 (8.2)	26 (17.8)		651 (55.9)		19 (85.2)	476 (54.3)	87 (62.3)	69 (54.2)	
1,080 - 1,089	1,099 (24.4)	427 (12.8)		39 (79.6)	331 (11.5)	30 (11.6)	26 (17.8)		671 (57.6)		19 (85.2)	494 (56.3)	90 (64.6)	69 (54.2)	
1,090 - 1,099	1,165 (25.9)	484 (14.5)		46 (93.5)	367 (12.8)	30 (11.6)	39 (26.9)		682 (58.5)		19 (85.2)	504 (57.5)	90 (64.6)	69 (54.2)	
1,100 - 1,199	1,508 (33.5)	704 (21.1)		49 (100.0)	555 (19.3)	39 (14.9)	61 (42.0)		804 (69.0)		19 (85.2)	600 (68.5)	108 (77.0)	78 (61.2)	
1,200 - 1,299	1,935 (43.0)	1,002 (30.1)			840 (29.2)	44 (16.7)	68 (46.6)		933 (80.1)		22 (100.0)	683 (77.9)	127 (91.1)	100 (79.1)	
1,300 - 1,399	2,299 (51.1)	1,300 (39.0)			1,116 (38.8)	51 (19.3)	84 (57.5)		1,000 (85.8)			738 (84.2)	133 (95.2)	107 (84.2)	
1,400 - 1,499	2,572 (57.2)	1,535 (46.1)			1,333 (46.3)	60 (22.9)	93 (63.7)		1,037 (89.0)			760 (86.7)	135 (96.3)	121 (94.9)	
1,500 -	4,499 (100.0)	3,334 (100.0)			2,876 (100.0)	262 (100.0)	146 (100.0)		1,165 (100.0)			876 (100.0)	140 (100.0)	127 (100.0)	
月平均賃金額	250,038	276,330		165,871	272,004	365,459	239,008		174,790		168,929	177,747	169,937	160,739	
時間当平均賃金額	1,585	1,737		1,015	1,713	2,273	1,498		1,150		1,030	1,166	1,093	1,124	
月一人当たり労働時間数	157	160		164	160	161	160		151		164	151	154	142	
第1・20分位数	950	1,010		827	1,020	1,040	963		925		965	925	930	925	
第1・10分位数	998	1,063		957	1,067	1,089	987		930		965	930	930	928	
第1・4分位数	1,092	1,247		975	1,257	1,683	1,092		972		994	972	972	950	
中位数	1,387	1,559		998	1,547	2,309	1,331		1,050		1,007	1,060	1,016	1,050	
四分位偏差係数	0.2799	0.2475		0.0483	0.2281	0.2153	0.2316		0.1335		0.0086	0.1461	0.0856	0.1620	

【上段】　累積労働者数　　【下段】　累積構成比

処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業最低賃金
影響率一覧（現行９２２円）

	全労働者		全労働者
1円 （923円）	0.996%	28円 （950円）	4.179%
2円 （924円）	1.098%	29円 （951円）	4.319%
3円 （925円）	1.200%	30円 （952円）	4.459%
4円 （926円）	1.303%	31円 （953円）	4.599%
5円 （927円）	1.405%	32円 （954円）	4.739%
6円 （928円）	1.507%	33円 （955円）	4.879%
7円 （929円）	1.609%	34円 （956円）	5.019%
8円 （930円）	1.712%	35円 （957円）	5.159%
9円 （931円）	1.916%	36円 （958円）	5.299%
10円 （932円）	2.121%	37円 （959円）	5.439%
11円 （933円）	2.325%	38円 （960円）	5.579%
12円 （934円）	2.530%	39円 （961円）	5.615%
13円 （935円）	2.734%	40円 （962円）	5.650%
14円 （936円）	2.938%	45円 （967円）	5.828%
15円 （937円）	3.143%	50円 （972円）	6.450%
16円 （938円）	3.347%	55円 （977円）	7.740%
17円 （939円）	3.552%	60円 （982円）	8.673%
18円 （940円）	3.756%	65円 （987円）	9.073%
19円 （941円）	3.799%	70円 （992円）	9.469%
20円 （942円）	3.841%	75円 （997円）	9.858%
21円 （943円）	3.883%	80円 （1,002円）	10.531%
22円 （944円）	3.925%	85円 （1,007円）	11.632%
23円 （945円）	3.968%	90円 （1,012円）	12.732%
24円 （946円）	4.010%	95円 （1,017円）	13.832%
25円 （947円）	4.052%	100円 （1,022円）	14.692%
26円 （948円）	4.094%	105円 （1,027円）	15.192%
27円 （949円）	4.137%	110円 （1,032円）	15.692%

最賃未満率：全労働者　0.894 %　（ 2.659 %）

※（　）は前年度

統計法に基づく一般統計調査	都道府県番号	※市区町村番号	※事業所番号	※産業分類番号（大・中・小・細）	※事業所規模番号	※対象区分

最低賃金に関する実態調査

最低賃金に関する基礎調査票

（令和４年６月）

厚 生 労 働 省 ㊙

枚のうち　　枚目

政府統計

この調査票に記入された事項については、統計以外の目的に使ったり、他に漏らしたりすることはありません。

連 絡 先　TEL	－　　－
主要な生産品の名称又は事業の内容（主要とは総売上高の最も多いものをいいます。）	
記入担当者	
法人番号	

注）個人事業主の場合、法人番号欄は記入不要です。

［記入上の注意］

1. ※欄は記入しないでください。
2. 令和４年６月１日現在（ただし、２の(8)～(14)については実績ではなく、令和４年６月分の見込み）の状況を記入して下さい。
3. 記入にあたっては、黒又は青のボールペンを使って（太線）の中について記入して下さい。
   イ．数字はすべて1, 2, 3, ……の算用数字を使ってください。
   ロ．〇で囲む場合は、いずれか１つの数字を①のように〇で囲んでください。

（注Ⅰ）労働者には以下の者を除きます。ただし、ロ又はハの者でも、一般の労働者と同じように勤務し、同じ給与規則によって給与を受けている場合は労働者に含めます。
イ．事業主、社長　ロ．理事、取締役などの役員　ハ．家族従業員

（注Ⅱ）２の(13)について、例えば土曜日など１日の所定労働時間数の半分だけ働く場合は0.5日と数えてください。

1. 事業所に関する事項（注）

事業所の労働者数(注Ⅰ)（臨時、パートを含む）令和４年６月１日現在	男	女	計
	人	人	人

2. 労働者に関する事項

上記１の労働者全員について記入してください。ただし、労働者数が30人以上の事業所では、労働者名簿などから、特定の職種等の労働者にかたよらないように、１人おきに選んで、記入してください。

(1) 一連番号（10人目以降は十の位を記入してください。）	(2) 労働者番号（番号、記号、氏名（イニシャル）等どの方法でも結構ですが、後に内容についてお尋ねすることがありますのでそのときに分かるようにしておいてください。）	(3) 性（男・女）	(4) 就業形態（「パート」とは一般の労働者に比べ所定労働時間又は所定労働日数が少ない者です。）（一般・パート）	(5) 年齢（6月1日現在）歳	(6) 勤続年数（3月未満、3月以上～6月未満、6月以上～1年未満、1年以上～2年未満、2年以上～3年未満、3年以上）	(7) 職種又は仕事の内容（「※対象区分」が２の事業所のみ記入してください。例えば、プレス工、溶接工、金属検査工、清掃片付け、洗浄、運搬、はんだ付けなどと具体的に記入してください。なお、技能習得中の場合は（技能習得中）と記入してください。）	※職種コード	(8) 基本給の賃金形態（月給・日給・時間給）	(8) 6月の基本給額（・賃金形態が月給なら月額を、日給なら日額を、時間給なら時間額を、記入してください。・実額でなく、欠勤することなく働いた場合（出来高制の場合は通常の能率で働いた場合）に支払われるべき金額を記入してください。）万千百十円	(9) 精皆勤手当（支給がない場合は0を記入してください。）万千百十円	(10) 通勤手当（支給がない場合は0を記入してください。）万千百十円	(11) 家族手当（支給がない場合は0を記入してください。）万千百十円	(12) その他の手当（ただし、賞与、時間外手当、休日出勤手当、深夜手当、宿日直手当等は除きます。支給がない場合は0を記入してください。）万千百十円	(13)（注Ⅱ）月間所定労働日数（月の所定労働日数を記入してください。休日労働は含めないで下さい。）日	(14) 1日の所定労働時間数（休憩時間を除く。）時間・分	※事務処理欄
1		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
2		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
3		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
4		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
5		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
6		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
7		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
8		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
9		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								
0		1 2	1 2		1 2 3 4 5 6			1 2 3								

(9)～(12)：6月分の諸手当（月額）— 6月の所定労働日数を満勤した場合に支払われるべき手当の月額を記入してください。

（注）２枚目以降については、「1. 事業所に関する事項」欄は記入する必要はありません。

資料No.8

令和3年度北海道特定最低賃金の改正決定に係る審議結果（概要）

令和4年3月末日現在

審議経過 ＼ 最低賃金の件名		処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	鉄鋼業	電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業、電子部品・デバイス製造業	船舶製造・修理業、船体ブロック製造業
1	改正決定に係る関係労働団体からの申出	R3.7.12	R3.7.2	R3.6.25	R3.7.7
2	審議会に対する改正決定の必要性の有無の諮問	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19
3	審議会における改正決定の必要性の有無の審議	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19	R3.7.19
4	審議会より改正決定の必要性「有」の答申	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
5	審議会に対する金額の改正決定についての諮問	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
6	改正決定に係る関係労使の意見聴取に関する一般公示	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5	R3.8.5
7	意見提出締切期日	R3.8.20	R3.8.20	R3.8.20	R3.8.20
8	意見提出の有無	無	無	無	無
9	専門部会の開催				
	第1回専門部会（委員構成・審議）	R3.9.16	R3.9.17	R3.9.21	R3.9.24
	第2回専門部会（審議）	R3.9.28	R3.9.28	R3.9.24	R3.9.30
	第3回専門部会（審議）	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.5
	第4回専門部会（審議・結審）				R3.10.11
10	審議会より金額の改正決定についての答申	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.11
11	審議会の意見要旨に関する一般公示	R3.10.5	R3.9.30	R3.10.4	R3.10.11
12	異議申出及び意見・情報の締切期日	R3.10.20	R3.10.15	R3.10.19	R3.10.26
13	異議申出及び意見・情報の有無	無	無	無	無
14	改正決定の官報公示	R3.11.4	R3.10.29	R3.11.2	R3.11.10
15	効力発生の日	R3.12.4	R3.12.1	R3.12.2	R3.12.10
16	最低賃金額（時間額）	922円	979円	924円	917円

資料No.9

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
北海道	889	処理牛乳・乳飲料、乳製品、糖類製造業	922	R3.12.4
		鉄鋼業	979	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924	R3.12.2
		船舶製造・修理業、船体ブロック製造業	917	R3.12.10
青森	822	鉄鋼業	929	R3.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	859	R3.12.21
		各種商品小売業	852	R3.12.21
		自動車小売業	890	R3.12.21
岩手	821	鉄鋼業、金属線製品、その他の金属製品製造業	878	R3.12.29
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	856	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	847	R3.12.29
		百貨店，総合スーパー	800 (※)	H30.12.28
		各種商品小売業	767 (※)	H28.12.11
		自動車小売業	879	R3.12.29
宮城	853	鉄鋼業	953	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890	R3.12.15
		自動車小売業	918	R3.12.15
秋田	822	非鉄金属製錬・精製業	910	R3.12.24
		電子部品・デバイス・電子回路、電池、電子応用装置、その他の電気機械器具、映像・音響機械器具、電子計算機・同附属装置製造業	861	R3.12.24
		自動車・同附属品製造業	907	R3.12.24
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	869	R3.12.24
山形	822	ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、他に分類されないはん用機械・装置、化学機械・同装置、真空装置・真空機器製造業	888	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	872	R3.12.25
		自動車・同附属品製造業	888	R3.12.25
		自動車整備業	892	R3.12.25
福島	828	非鉄金属製造業	886	R4.1.13
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業	889	R4.1.13
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	856	R4.1.13
		輸送用機械器具製造業	890	R4.1.13
		自動車小売業	894	R3.12.24

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
茨城	879	鉄鋼業	975	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	935	R3.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・理化学機械器具、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品製造業	932	R3.12.31
		各種商品小売業	881	R3.12.31
栃木	882	塗料製造業	992	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	939	R3.12.31
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、医療用計測器製造業、時計・同部分品製造業	940	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	940	R3.12.31
		自動車・同附属品製造業	947	R3.12.31
		各種商品小売業	874 (※)	R2.12.31
群馬	865	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	946	R3.12.29
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、金属加工機械、その他の生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	935	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	935	R3.12.29
		輸送用機械器具製造業	935	R3.12.29
埼玉	956	非鉄金属製造業	974	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981	R3.12.1
		輸送用機械器具製造業	990	R3.12.1
		光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	990	R3.12.1
		各種商品小売業	849 (※)	H28.12.1
		自動車小売業	988	R3.12.1
千葉	953	調味料製造業	889 (※)	H29.12.25
		鉄鋼業	1,023	R3.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	922 (※)	H30.12.25
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、時計・同部分品製造業、眼鏡製造業	887 (※)	H29.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	981	R3.12.25
		各種商品小売業	848 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	922 (※)	H30.12.25
東京	1041	鉄鋼業	871 (※)	H26.3.23
		はん用機械器具、生産用機械器具製造業	832 (※)	H22.12.31
		業務用機械器具、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	829 (※)	H22.12.31
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、航空機・同附属品製造業	838 (※)	H24.2.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
神奈川	1,040	塗料製造業	894 (※)	H27.3.1
		鉄鋼業	874 (※)	H26.3.15
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	821 (※)	H22.12.20
		ボイラ・原動機、ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、建設機械・鉱山機械、金属加工機械製造業	857 (※)	H25.3.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	890 (※)	H27.3.1
		輸送用機械器具製造業	855 (※)	H25.3.1
		自動車小売業	842 (※)	H23.12.21
新　潟	859	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	936	R3.12.25
		各種商品小売業	842 (※)	R1.12.31
		自動車(新車)、自動車部分品・附属品小売業	936	R3.12.31
富　山	877	アルミニウム第2次製錬・精製業、アルミニウム・同合金圧延業、アルミニウム・同合金鋳物、アルミニウム・同合金ダイカスト、金属製サッシ・ドア、建築用金属製品、アルミニウム・同合金プレス製品製造業	781 (※)	H27.12.26
		玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業	934	R3.12.24
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	879	R3.12.24
		百貨店，総合スーパー	890	R3.12.26
		自動車(新車)小売業	769 (※)	H23.1.20
石　川	861	綿紡績、化学繊維紡績、毛紡績、その他の紡績、染色整理、網、漁網、網地製造業	782 (※)	H29.12.31
		洋食器・刃物・手道具・金物類、金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品製造業	763 (※) 6,102 (日額)	H11.12.26
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等、その他の金属製品、はん用機械器具、生産用機械器具、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具製造業	946	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、民生用電気機械器具、電子応用装置、情報通信機械器具製造業	896	R3.12.31
		自動車・同附属品、自転車・同部分品製造業	946	R3.12.31
		百貨店，総合スーパー	890	R3.12.31
福　井	858	紡績業，化学繊維、織物、染色整理業	830 (※)	R1.12.24
		繊維機械、金属加工機械製造業	874	R1.12.24
		電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電子応用装置、通信機械器具・同関連機械器具、映像・音響機械器具製造業	857 (※)	R1.12.24
		百貨店，総合スーパー	840 (※)	R2.12.24
山　梨	866	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	934	R3.12.15
		自動車・同附属品製造業	938	R3.12.11
長　野	877	印刷、製版業	850 (※)	R1.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、自動車・同附属品、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	927	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業	916	R3.12.29
		各種商品小売業	879	R3.12.31

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
岐阜	880	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	907	R3.12.21
		自動車・同附属品製造業	951	R3.12.21
		航空機・同附属品製造業	971	R2.12.21
静岡	913	パルプ・紙・加工紙製造業	786 (※)	H27.12.31
		タイヤ・チューブ、ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業	915	R3.12.20
		鉄鋼、非鉄金属製造業	954	R3.12.20
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具、輸送用機械器具製造業	970	R3.12.20
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939	R3.12.20
		各種商品小売業	886 (※)	R1.12.21
愛知	955	染色整理業	732 (※)	H20.12.16
		製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	996	R3.12.16
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	968	R3.12.16
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業	875 (※)	H29.12.16
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	901 (※)	H30.12.16
		輸送用機械器具製造業	976	R3.12.16
		各種商品小売業	847 (※)	H28.12.16
		自動車(新車)、自動車部分品・付属品小売業	800 (※)	H19.12.16
		自動車(新車)小売業	943 (※)	R2.12.16
三重	902	ガラス・同製品製造業	923	R3.12.21
		鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄、鋳鉄管製造業	739 (※) 5,907 (日額)	H10.12.15
		電線・ケーブル製造業	942	R3.12.21
		洋食器・刃物・手道具・金物類製造業	843 (※)	H27.12.20
		一般機械器具製造業	762 (※)	H15.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	927	R3.12.21
		建設機械・鉱山機械製造業、自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業、産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業、その他の輸送用機械器具製造業	962	R3.12.21
滋賀	896	紡績業，化学繊維製造業、その他の織物業、染色整理業、繊維粗製品製造業、その他の繊維製品製造業	789 (※)	H28.12.30
		ガラス・同製品、セメント・同製品、衛生陶器、炭素・黒鉛製品、炭素繊維製造業	942	R3.12.30
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	953	R3.12.30
		計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	939	R3.12.30
		自動車・同附属品製造業	957	R3.12.30
		各種商品小売業	840 (※)	H30.12.29

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
京都	937	印刷業	765 (※)	H22.12.18
		金属素形材製品、ボルト・ナット・リベット・小ねじ・木ねじ等製造業	933 (※)	R1.12.22
		ポンプ・圧縮機器製造業、一般産業用機械・装置製造業、その他のはん用機械・同部分品製造業、織機械製造業、生活関連産業用機械製造業、基礎素材産業用機械製造業、金属加工機械製造業、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置製造業、その他の生産用機械・同部分品製造業、事務用機械器具製造業、サービス用・娯楽用機械器具製造業、建設機械・鉱山機械製造業	822 (※)	H20.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	957	R4.1.26
		輸送用機械器具、建設機械・鉱山機械製造業	968	R4.1.26
		各種商品小売業	938	R4.1.26
		自動車(新車)小売業	939	R4.1.26
大阪	992	塗料製造業	1,000	R3.12.1
		鉄鋼業	996	R4.1.22
		非鉄金属・同合金圧延業、電線・ケーブル製造業	993	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業、暖房・調理等装置，配管工事用附属品、金属線製品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	997	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	994	R3.12.1
		自動車・同附属品製造業	998	R3.12.1
		自動車小売業	993	R3.12.1
兵庫	928	繊維工業	800 (※)	H28.3.1
		塗料製造業	995	R3.12.1
		鉄鋼業	992	R3.12.1
		はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業	960	R3.12.1
		計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具製造業	931	R3.12.1
		電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業、情報通信機械器具製造業	930	R3.12.1
		輸送用機械器具製造業	1,002	R3.12.1
		各種商品小売業	797 (※)	H28.2.1
		自動車小売業	930	R3.12.1
奈良	866	はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	905	R3.12.29
		電子部品・デバイス・電子回路、発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、民生用電気機械器具製造業	891	R3.12.29
		自動車小売業	892	R3.12.29
		木材・木製品・家具・装備品製造業	816 (※) 6,527 (日額)	H1.1.25
和歌山	859	鉄鋼業	977	R3.12.30
		百貨店，総合スーパー	869	R3.12.30
鳥取	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	825	R3.12.17
		各種商品小売業	718 (※)	H28.12.17

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
島　根	824	製鋼・製鋼圧延業、鉄素形材製造業	954	R3.11.26
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	930	R3.12.8
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	853	R3.12.26
		自動車・同附属品製造業	919	R3.12.29
		百貨店，総合スーパー	750 (※)	H29.11.22
		自動車（新車）小売業	904	R3.12.24
岡　山	862	耐火物製造業	940	R4.1.7
		鉄鋼業	985	R4.1.5
		空気圧縮機・ガス圧縮機・送風機、家庭用エレベータ、冷凍機・温湿調整装置、玉軸受・ころ軸受、農業用機械、縫製機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、真空装置・真空機器、他に分類されない生産用機械・同部分品、事務用機械器具、サービス用・娯楽用機械器具製造業	952	R4.2.12
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	904	R4.1.7
		自動車・同附属品製造業	936	R4.1.5
		船舶製造・修理業，舶用機関製造業	980	R4.1.8
		各種商品小売業	893	R4.1.19
広　島	899	製鉄業、鋼材、鉄鉄鋳物、可鍛鋳鉄製造業、その他の鉄鋼業	995	R3.12.31
		建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業	944	R3.12.31
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	958	R3.12.31
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	924	R3.12.31
		自動車・同附属品製造業	938	R3.12.31
		船舶製造・修理業，舶用機関製造業	977	R3.12.31
		各種商品小売業	903	R3.12.31
		自動車小売業	930	R3.12.31
山　口	857	鉄鋼業、非鉄金属精錬・精製業、非鉄金属・同合金圧延業、非鉄金属素形材製造業	995	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921	R3.12.15
		輸送用機械器具製造業	965	R3.12.15
		百貨店，総合スーパー	875	R3.12.15
徳　島	824	造作材・合板・建築用組立材料製造業	876	R3.12.21
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	945	R3.12.21
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	911	R3.12.21
香　川	848	冷凍調理食品製造業	849	R3.12.15
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	970	R3.12.15
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	913	R3.12.15
		船舶製造・修理業，舶用機関製造業	980	R3.12.15

（注）地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「（※）」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
愛媛	821	パルプ、紙製造業	951	R3.12.25
		はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業	957	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	921	R3.12.25
		船舶製造・修理業，舶用機関製造業	962	R3.12.25
		各種商品小売業	822	R3.12.25
高知	820	電子部品・デバイス・電子回路、電子応用装置、映像・音響機械器具製造業	793 (※)	R1.12.29
		一般貨物自動車運送業	910	H19.6.2
福岡	870	製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業	980	R3.12.10
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	947	R3.12.10
		輸送用機械器具製造業	957	R4.1.7
		百貨店、総合スーパー	897	R4.1.7
		自動車(新車)小売業	959	R3.12.10
佐賀	821	陶磁器・同関連製品製造業	822	R3.12.9
		ポンプ・圧縮機器、一般産業用機械・装置、その他のはん用機械・同部分品、農業用機械、建設機械・鉱山機械、生活関連産業用機械、基礎素材産業用機械、金属加工機械、半導体・フラットパネルディスプレイ製造装置、その他の生産用機械・同部分品製造業	896	R3.12.31
		発電用・送電用・配電用電気機械器具、産業用電気機械器具、電球・電気照明器具、電池、その他の電気機械器具、通信機械器具・同関連機械器具、電子計算機・同付属装置、電子デバイス、電子部品、記録メディア、電子回路、ユニット部品、その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業	867	R3.12.18
長崎	821	はん用機械器具、生産用機械器具製造業	875	R1.12.7
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.29
		船舶製造・修理業，舶用機関製造業	875	R1.11.29
熊本	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	863	R3.12.15
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	902	R3.12.15
		百貨店，総合スーパー	796 (※)	R2.12.15
大分	822	鉄鋼業	981	R3.12.25
		非鉄金属製造業	936	R3.12.25
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	864	R3.12.25
		自動車・同附属品製造業、船舶製造・修理業，舶用機関製造業	894	R3.12.25
		各種商品小売業	716 (※)	H28.12.25
		自動車(新車)小売業	872	R3.12.25
宮崎	821	部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業	678 (※)	H26.12.26
		電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	831	R3.12.24
		各種商品小売業	705 (※)	H27.12.24
		自動車(新車)小売業	858	R3.12.26

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

令和3年度　特定最低賃金の審議・決定状況

都道府県	地域別最賃	業種	時間額	効力発生日
鹿児島	821	電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業	842	R3.12.17
		百貨店，総合スーパー	693 (※)	H26.12.26
		自動車(新車)小売業	872	R3.12.16
沖縄	820	畜産食料品製造業	683 (※)	H25.12.11
		穀類製造業	769 (※)	H30.11.25
		清涼飲料、酒類製造業	686 (※)	H25.11.23
		新聞業	853	R3.11.12
		各種商品小売業	770 (※)	H30.11.23
		自動車(新車)小売業	770 (※)	H30.11.18

(注) 地域別最低賃金と特定最低賃金の両方が適用される場合は、これらの最低賃金額のうち最高のものが適用されるため、表中「(※)」で示された特定最低賃金額については、地域別最低賃金額が適用されます。

資料No.10

Labor Letter

令和4年8月30日

厚生労働省
北海道労働局
★ レイバーレター ★

令和４年７月の雇用失業情勢について

道内の雇用情勢は、求職者が依然として高水準にあり、弱さがみられる。
新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、引き続き注意する必要がある。

概要 *(新規学卒を除く常用計)*

令和4年7月の有効求人倍率は、1．10倍(前年同月0．99倍)と、前年同月を0．11ポイント上回った。

求人

・新規求人数は15．8%増加し、17か月連続で前年同月を上回った。
・月間有効求人数は15．3%増加し、16か月連続で前年同月を上回った。
・正社員の有効求人倍率は、0．85倍(前年同月0．80倍)と、前年同月を0．05ポイント上回った。

求職

・新規求職申込件数は3．3%減少し、3か月ぶりに前年同月を下回った。
・月間有効求職者数は3．2%増加し、25か月連続で前年同月を上回った。

有効求人倍率の推移(常用計)

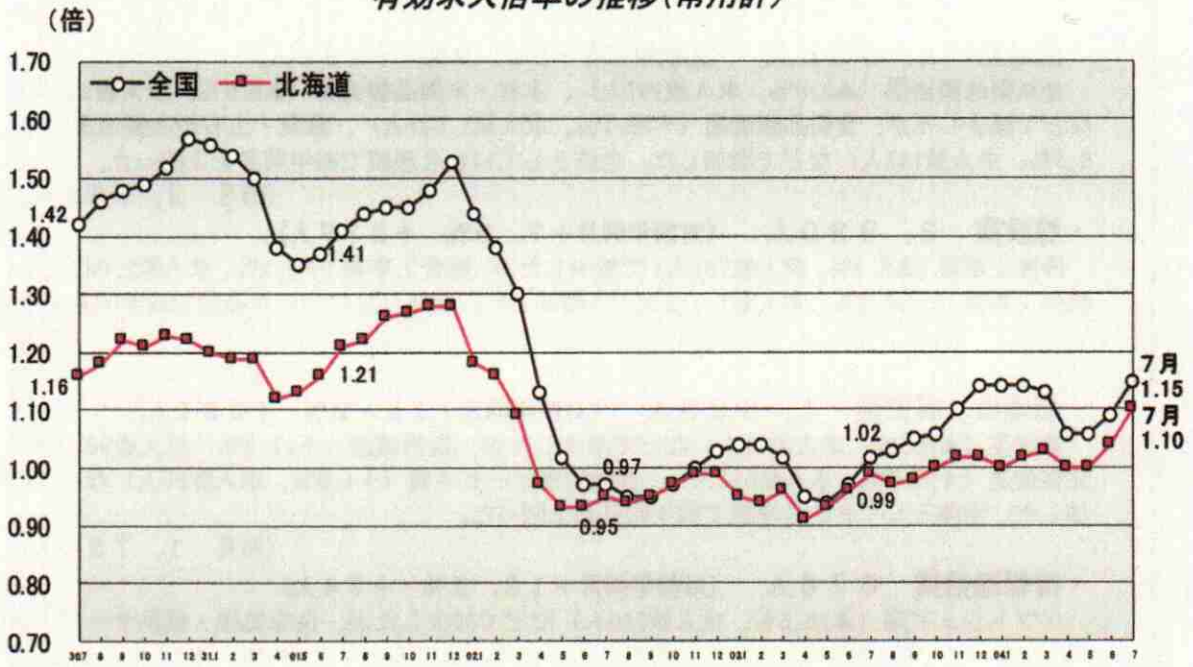

(注)1. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴い、令和３年９月以降の数値には、ハローワークに来所せず、オンライン上で求職登録した求職者数や、求職者がハローワークインターネットサービスの求人に直接応募した就職件数等が含まれている。
(注)2. 常用とは、雇用契約において雇用期間の定めのない、又は4か月以上の雇用期間が定められているものをいう。

(問い合わせ先)
厚生労働省北海道労働局 職業安定部職業安定課 地方労働市場情報官
TEL 011-709-2311(内線 3672)
URL https://jsite.mhlw.go.jp/hokkaido-roudoukyoku/

主たる産業の新規求人の概要（令和４年７月の求人数）

求人増加の主な産業

・卸売業、小売業　４，６４９人　（対前年同月＋３８．８%、＋１，３００人）

卸売業（＋18.7%、求人数787人）は増加した。繊維・衣服等卸売業（▲55.2%、求人数13人）で減少したが、飲食料品卸売業（＋41.6%、求人数303人）、機械器具卸売業（＋9.4%、求人数174人）、建築材料等卸売業（＋13.2%、求人数163人）などで増加した。

小売業（＋43.8%、求人数3,862人）は増加した。無店舗小売業（▲57.9%、求人数8人）で減少したが、その他の小売業（＋49.5%、求人数1,848人）、飲食料品小売業（＋22.4%、求人数743人）、機械器具小売業（＋17.9%、求人数487人）などで増加した。全体として２か月ぶりに前年同月を上回った。

（前月　３，７２８人）

・サービス業　４，３２０人　（対前年同月＋２９．５%　＋９８５人）

その他の事業サービス業（＋23.2%、求人数2,359人）、職業紹介・労働者派遣業（＋36.8%、求人数1,019人）、その他のサービス業（＋66.8%、求人数327人）などで増加した。全体として17か月連続で前年同月を上回った。

（前月　３，７６５人）

・宿泊業、飲食サービス業　２，７５１人　（対前年同月＋２５．０%　＋５５１人）

飲食店（＋8.5%、求人数1,085人）、宿泊業（＋56.7%、求人数909人）、持ち帰り・配達飲食サービス業（＋22.1%、求人数757人）で増加した。全体として９か月連続で前年同月を上回った。

（前月　２，４４７人）

・医療、福祉　９，７９６人　（対前年同月＋５．６%　＋５２３人）

社会保険・社会福祉・介護事業（＋2.1%、求人数6,416人）、医療業（＋13.8%、求人数3,363人）で増加した。全体として17か月連続で前年同月を上回った。

（前月９，９１７人）

・製造業　２，６３８人　（対前年同月＋２２．８%　＋４９０人）

金属製品製造業（▲3.0%、求人数197人）、木材・木製品製造業（▲0.9%、求人数115人）などで減少したが、食料品製造業（＋36.7%、求人数1,541人）、窯業・土石製品製造業（＋18.3%、求人数142人）などで増加した。全体として14か月連続で前年同月を上回った。

（前月　２，５４２人）

・建設業　３，９９０人　（対前年同月＋７．５%　＋２７７人）

設備工事業（▲5.3%、求人数791人）で減少したが、総合工事業（＋5.2%、求人数2,087人）、職別工事業（＋24.4%、求人数1,112人）で増加した。全体として７か月連続で前年同月を上回った。

（前月　４，０７６人）

・運輸業、郵便業　１，６５５人　（対前年同月＋１６．２%　＋２３１人）

倉庫業（▲50.0%、求人数11人）などで減少したが、貨物運送（＋11.3%、求人数903人）、旅客運送（＋27.9%、求人数651人）、運輸附帯サービス業（＋1.6%、求人数65人）などで増加した。全体として２か月連続で前年同月を上回った。

（前月　１，７８７人）

・情報通信業　６７６人　（対前年同月＋１２．３%　＋７４人）

ソフトウェア業（▲16.5%、求人数340人）などで減少したが、情報処理・提供サービス業（＋120.0%、求人数264人）などで増加した。全体として３か月連続で前年同月を上回った。

（前月　６８９人）

1　新規求人数の状況（常用計）

（単位：人、%、ポイント）

産　業	R04年7月	R03年7月	増減差	増減比
A,B 農,林,漁業	476	486	▲10	▲2.1
D 建 設 業	3,990	3,713	277	7.5
E 製 造 業	2,638	2,148	490	22.8
食料品製造業	1,541	1,127	414	36.7
窯業・土石製品製造業	142	120	22	18.3
金属製品製造業	197	203	▲6	▲3.0
はん用・生産用・業務用・電気機械器具製造業	149	131	18	13.7
輸送用機械器具製造業	99	128	▲29	▲22.7
その他の製造業	510	439	71	16.2
G 情報通信業	676	602	74	12.3
H 運輸業,郵便業	1,655	1,424	231	16.2
I 卸売業,小売業	4,649	3,349	1,300	38.8
M 宿泊業,飲食サービス業	2,751	2,200	551	25.0
P 医療,福祉	9,796	9,273	523	5.6
R サービス業（他に分類されないもの）	4,320	3,335	985	29.5
そ の 他	3,698	3,400	298	8.8
合　計	34,649	29,930	4,719	15.8
新規求人に占めるパートの割合	33.3	31.7	1.6	

（注）新規学卒を除く常用計。

（単位：人、%）

年度・月	新規求人数	対前年増減比	うちフルタイム求人数	対前年増減比	うちパート求人数	対前年増減比	新規求人数に占めるパート求人数の割合
平成24年度	299,317	9.6	210,371	8.7	88,946	12.0	29.7
平成25年度	341,569	14.1	239,724	14.0	101,845	14.5	29.8
平成26年度	358,959	5.1	249,928	4.3	109,031	7.1	30.4
平成27年度	374,167	4.2	259,043	3.6	115,124	5.6	30.8
平成28年度	383,593	2.5	263,528	1.7	120,065	4.3	31.3
平成29年度	389,213	1.5	266,918	1.3	122,295	1.9	31.4
平成30年度	395,627	1.6	271,634	1.8	123,993	1.4	31.3
令和元年度	385,088	▲2.7	263,029	▲3.2	122,059	▲1.6	31.7
令和2年度	333,305	▲13.4	229,377	▲12.8	103,928	▲14.9	31.2
令和3年度	355,472	6.7	242,910	5.9	112,562	8.3	31.7
令和3年7月	29,930	8.6	20,455	7.8	9,475	10.4	31.7
8月	26,635	5.1	18,249	5.7	8,386	3.9	31.5
9月	30,374	7.4	20,776	7.5	9,598	7.3	31.6
10月	31,963	3.5	21,539	4.7	10,424	1.0	32.6
11月	28,717	8.6	19,494	6.9	9,223	12.4	32.1
12月	27,114	6.6	19,017	4.5	8,097	11.9	29.9
令和4年1月	30,102	6.9	20,869	6.3	9,233	8.3	30.7
2月	30,357	9.3	20,413	10.1	9,944	7.8	32.8
3月	33,763	1.9	22,419	▲0.0	11,344	6.0	33.6
4月	34,810	13.5	23,560	13.7	11,250	13.1	32.3
5月	29,853	14.3	20,100	11.6	9,753	20.3	32.7
6月	33,369	12.2	22,424	7.1	10,945	24.6	32.8
7月	34,649	15.8	23,121	13.0	11,528	21.7	33.3

（注）新規学卒を除く常用計。

2　新規求職者の状況（常用計）

（単位：件、人、%）

年度・月	新規求職申込件数	対前年増減比	在職者	対前年増減比	離職者	対前年増減比	うち事業主都合離職	対前年増減比	うち自己都合離職	対前年増減比	無業者	対前年増減比
平成24年度	309,819	▲11.1	64,781	▲1.8	203,020	▲10.8	71,671	▲15.9	120,803	▲7.6	42,018	▲23.3
平成25年度	288,868	▲6.8	67,530	4.2	184,130	▲9.3	60,924	▲15.0	113,921	▲5.7	37,208	▲11.4
平成26年度	270,711	▲6.3	67,461	▲0.1	171,109	▲7.1	53,531	▲12.1	109,050	▲4.3	32,141	▲13.6
平成27年度	251,706	▲7.0	64,779	▲4.0	158,996	▲7.1	49,246	▲8.0	102,158	▲6.3	27,931	▲13.1
平成28年度	238,747	▲5.1	63,688	▲1.7	149,637	▲5.9	43,870	▲10.9	98,699	▲3.4	25,422	▲9.0
平成29年度	227,176	▲4.8	60,228	▲5.4	144,077	▲3.7	41,008	▲6.5	96,214	▲2.5	22,871	▲10.0
平成30年度	219,953	▲3.2	58,234	▲3.3	140,583	▲2.4	39,341	▲4.1	94,397	▲1.9	21,136	▲7.6
令和元年度	207,466	▲5.7	53,452	▲8.2	134,788	▲4.1	36,884	▲6.2	90,873	▲3.7	18,675	▲11.6
令和2年度	196,616	▲5.2	46,259	▲13.5	135,575	0.6	43,403	17.7	85,591	▲5.8	14,782	▲20.8
令和3年度	196,526	▲0.0	49,258	6.5	131,395	▲3.1	36,760	▲15.3	87,512	2.2	15,873	7.4
令和3年7月	15,307	▲4.4	3,846	13.7	10,245	▲9.5	2,615	▲26.7	7,053	▲3.2	1,216	▲6.6
8月	15,131	8.4	3,961	20.1	9,808	6.1	2,212	▲8.8	7,054	9.4	1,362	▲3.8
9月	14,612	▲0.8	3,940	4.9	9,402	▲3.7	2,115	▲20.2	6,822	2.3	1,270	4.5
10月	15,640	▲3.3	3,931	6.2	10,347	▲7.3	2,696	▲18.9	7,111	▲3.1	1,362	4.8
11月	15,336	13.0	3,851	19.5	10,197	8.8	2,749	▲2.2	6,954	12.6	1,288	31.7
12月	13,438	1.7	3,390	5.6	9,074	▲0.4	3,065	▲6.8	5,648	3.1	974	9.7
令和4年1月	16,893	0.9	4,552	5.3	11,262	▲0.8	3,275	▲5.1	7,457	0.1	1,079	0.4
2月	15,208	▲10.5	5,072	▲10.0	9,093	▲9.4	2,194	▲24.0	6,423	▲4.1	1,043	▲21.1
3月	19,819	▲1.5	6,022	0.1	11,915	▲2.0	3,165	▲13.6	8,120	2.1	1,882	▲3.3
4月	23,930	▲2.7	3,893	0.2	18,270	▲3.3	5,950	▲13.8	10,738	2.2	1,767	▲3.5
5月	17,542	16.4	3,733	19.2	12,337	15.3	3,196	6.5	8,415	18.1	1,472	19.0
6月	16,457	6.4	3,966	7.9	11,059	5.7	2,705	▲2.3	7,739	7.0	1,432	7.8
7月	14,795	▲3.3	3,430	▲10.8	10,118	▲1.2	2,352	▲10.1	7,268	3.0	1,247	2.5
	(100.0)		(23.2)		(68.4)		(15.9)		(49.1)		(8.4)	

（注）1. 新規学卒を除く常用計。
2. 新規求職申込件数について、理由不明のものが存在するため、内訳と必ずしも一致しない。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

3　新規求職者の年齢別状況（常用計）

（単位：人、%）

年　齢	R04年7月			R03年7月			増 減 比		
	計	男	女	計	男	女	計	男	女
29歳以下	2,963	1,126	1,834	2,996	1,163	1,826	▲ 1.1	▲ 3.2	0.4
30～44歳	4,054	1,463	2,583	4,332	1,662	2,668	▲ 6.4	▲ 12.0	▲ 3.2
45～54歳	3,026	1,108	1,917	3,209	1,311	1,897	▲ 5.7	▲ 15.5	1.1
55～59歳	1,295	514	781	1,402	634	768	▲ 7.6	▲ 18.9	1.7
60～64歳	1,415	743	672	1,348	722	626	5.0	2.9	7.3
65歳以上	2,042	1,256	786	2,020	1,286	733	1.1	▲ 2.3	7.2
合計	**14,795**	**6,210**	**8,573**	**15,307**	**6,778**	**8,518**	**▲ 3.3**	**▲ 8.4**	**0.6**

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【年齢別構成比】

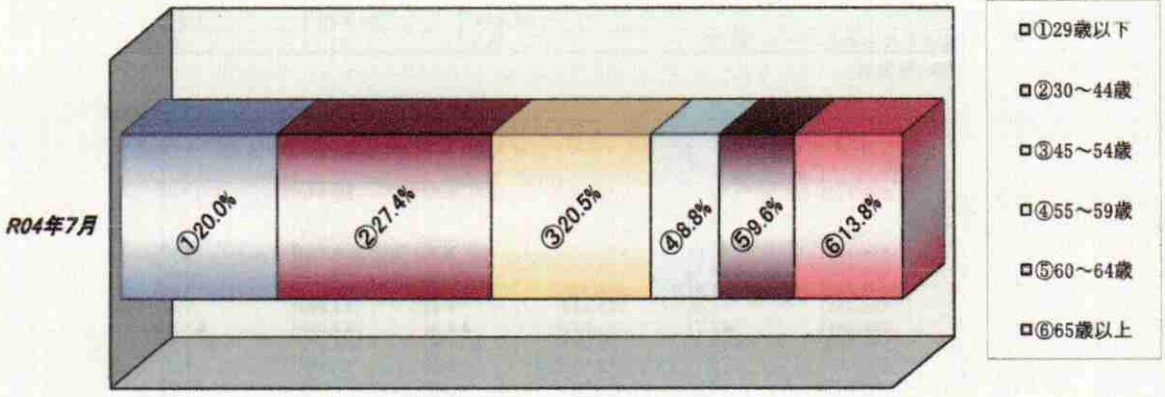

4　雇用保険被保険者数の推移

（単位：人、%）

年度・月	月末被保険者数		資格取得者数		資格喪失者数		うち事業主都合離職		資格喪失者数に対する事業主都合離職の構成比
		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比		対前年増減比	
平成24年度	1,316,054	0.7	278,378	2.7	258,349	1.2	25,741	▲12.3	10.0
平成25年度	1,328,970	1.0	289,473	4.0	261,225	1.1	21,427	▲16.8	8.2
平成26年度	1,339,381	0.8	294,391	1.7	263,798	1.0	19,011	▲11.3	7.2
平成27年度	1,358,957	1.5	294,805	0.1	262,803	▲0.4	17,491	▲8.0	6.7
平成28年度	1,375,699	1.2	291,390	▲1.2	263,452	0.2	15,733	▲10.1	6.0
平成29年度	1,385,331	0.7	293,722	0.8	266,225	1.1	15,794	0.4	5.9
平成30年度	1,392,268	0.5	288,312	▲1.8	265,530	▲0.3	14,469	▲8.4	5.4
令和元年度	1,403,070	0.8	293,015	1.6	267,894	0.9	14,378	▲0.6	5.4
令和2年度	1,403,094	0.0	267,641	▲8.7	248,827	▲7.1	17,484	21.6	7.0
令和3年度	1,390,590	▲0.9	258,140	▲3.5	250,172	0.5	12,557	▲28.2	5.0
令和3年7月	1,414,193	▲0.1	20,153	▲4.2	19,325	▲1.9	912	▲53.8	4.7
8月	1,411,631	▲0.2	17,214	2.6	18,352	7.9	683	▲19.5	3.7
9月	1,408,937	▲0.3	16,820	▲8.7	17,759	1.4	707	▲24.5	4.0
10月	1,405,904	▲0.3	20,112	▲1.6	21,484	▲0.7	1,207	▲24.6	5.6
11月	1,405,882	▲0.4	19,130	4.9	17,171	5.8	809	▲5.0	4.7
12月	1,404,601	▲0.5	16,871	▲3.3	16,312	5.5	860	▲7.9	5.3
令和4年1月	1,397,029	▲0.6	15,680	▲4.8	21,052	6.4	924	▲25.1	4.4
2月	1,394,486	▲0.7	15,857	▲4.5	16,472	1.6	743	▲25.7	4.5
3月	1,390,590	▲0.9	17,622	▲12.0	20,183	1.5	1,059	▲3.5	5.2
4月	1,392,063	▲0.9	45,764	▲1.0	42,873	▲0.9	2,158	▲25.8	5.0
5月	1,401,778	▲0.7	32,073	15.6	20,880	6.7	802	▲13.8	3.8
6月	1,403,422	▲0.8	22,104	▲10.6	19,016	▲1.1	903	10.7	4.7
7月	1,401,438	▲0.9	20,434	1.4	20,747	7.4	842	▲7.7	4.1

（注）1. 一般被保険者。
2. 月末被保険者数の年度分は3月末の数値。

5　職業紹介状況（常用計）

（単位：件、人、倍、%、ポイント）

区分	R04年7月	R03年7月	増減比（増減差）
新規求職申込件数	14,795	15,307	▲3.3
月間有効求職者数	84,408	81,771	3.2
新規求人数	34,649	29,930	15.8
月間有効求人数	93,178	80,836	15.3
就職件数	3,391	3,408	▲0.5
有効求人倍率	1.10	0.99	0.11

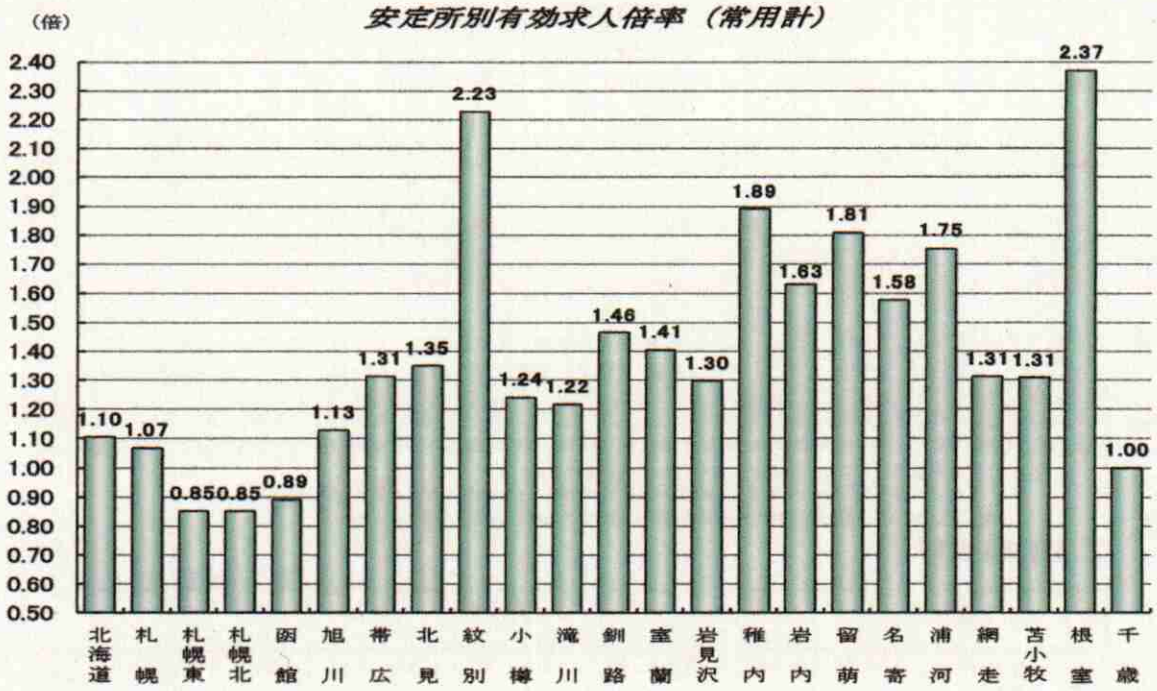

（単位：件、人、倍、%、ポイント）

安定所	新規求職申込件数	前年比	月間有効求職者数	前年比	新規求人数	前年比	月間有効求人数	前年比	有効求人倍率	前年差
計	14,795	▲3.3	84,408	3.2	34,649	15.8	93,178	15.3	1.10	0.11
札幌	2,991	▲5.0	17,028	8.9	6,658	11.9	18,193	20.2	1.07	0.10
札幌東	2,172	▲7.7	14,136	3.9	4,265	18.0	12,052	21.0	0.85	0.12
札幌北	1,725	▲1.1	9,991	2.5	3,599	34.5	8,503	4.1	0.85	0.01
函館	1,323	1.6	7,324	3.1	2,839	29.3	6,530	25.2	0.89	0.16
旭川	994	▲3.1	6,317	▲0.7	2,606	8.8	7,124	11.7	1.13	0.13
帯広	874	4.2	5,017	6.5	2,290	19.8	6,589	13.2	1.31	0.07
北見	479	6.7	2,459	1.9	1,177	13.7	3,317	15.7	1.35	0.16
紋別	60	▲24.1	324	▲16.3	268	14.0	722	18.2	2.23	0.65
小樽	328	▲22.1	1,733	▲7.8	698	▲8.8	2,151	3.9	1.24	0.14
滝川	301	▲5.0	1,831	7.5	790	21.4	2,229	18.8	1.22	0.12
釧路	690	▲4.6	3,012	2.1	1,588	1.1	4,409	4.5	1.46	0.03
室蘭	583	6.4	2,700	4.9	1,497	16.1	3,795	20.0	1.41	0.18
岩見沢	334	10.2	1,664	1.8	711	▲7.4	2,159	7.6	1.30	0.07
稚内	100	▲20.6	602	13.4	374	18.7	1,137	22.7	1.89	0.14
岩内	131	▲10.3	785	▲6.1	450	18.7	1,281	38.3	1.63	0.52
留萌	72	7.5	380	8.3	238	35.2	687	13.2	1.81	0.08
名寄	119	11.2	785	10.3	508	▲1.6	1,237	7.4	1.58	▲0.04
浦河	86	▲16.5	593	6.5	390	15.4	1,040	13.5	1.75	0.11
網走	121	0.0	710	4.9	301	6.4	932	16.1	1.31	0.12
苫小牧	686	▲3.9	3,511	▲2.0	1,748	17.9	4,592	7.6	1.31	0.12
根室	149	▲3.9	725	▲18.4	653	19.8	1,718	18.5	2.37	0.74
千歳	477	▲7.4	2,781	▲5.0	1,001	19.5	2,781	21.2	1.00	0.22

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

6　有効求人倍率・完全失業率の推移（常用計）

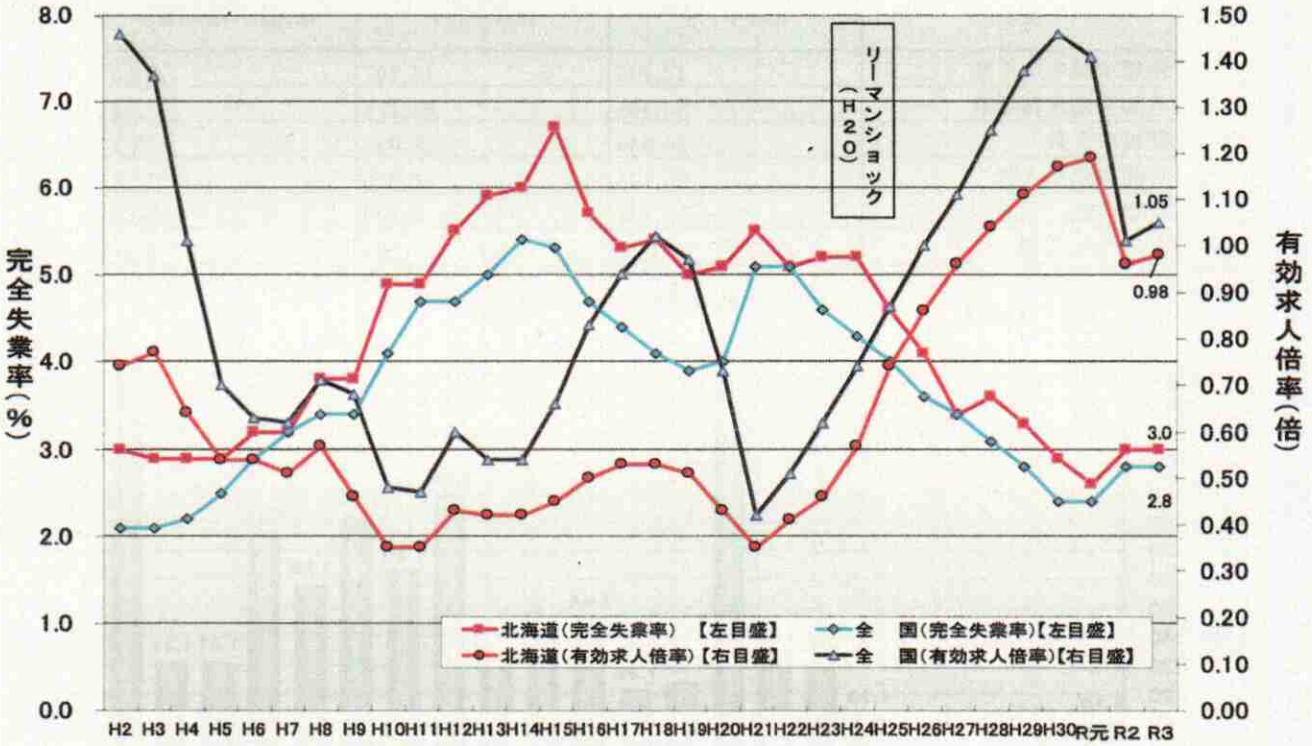

（注）1．完全失業率は年平均、有効求人倍率は年度の数値である。
2．平成23年の全国の完全失業率は、東日本大震災の影響により調査の実施が困難な状況となったことから、岩手県、宮城県 及び福島県の数値を補完的に推計した結果によって集計している。

【有効求人倍率】

（単位：倍、ポイント）

区分		R03年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北海道	常用計 原数値	0.99	0.97	0.98	1.00	1.02	1.02	1.00	1.02	1.03	1.00	1.00	1.04	1.10
		(0.04)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.03)	(0.05)	(0.08)	(0.07)	(0.09)	(0.07)	(0.08)	(0.11)
	季節 調整値	1.01	1.01	1.01	1.00	1.01	1.02	1.06	1.06	1.08	1.11	1.12	1.12	1.14
		(0.00)	(0.00)	(0.00)	(▲0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.04)	(0.00)	(0.02)	(0.03)	(0.01)	(0.00)	(0.02)
全国	常用計 原数値	1.02	1.03	1.05	1.06	1.10	1.14	1.14	1.14	1.13	1.06	1.06	1.09	1.15
		(0.05)	(0.08)	(0.10)	(0.09)	(0.10)	(0.11)	(0.10)	(0.10)	(0.11)	(0.11)	(0.12)	(0.12)	(0.13)
	季節 調整値	1.14	1.15	1.15	1.16	1.17	1.17	1.20	1.21	1.22	1.23	1.24	1.27	1.29
		(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.01)	(0.01)	(0.00)	(0.03)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.01)	(0.03)	(0.02)

（注）1．常用計原数値（ ）内は対前年同月差、季節調整値（ ）内は対前月差。
2．季節調整法はセンサス局法Ⅱ（X-12-ARIMA）による。
3．季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。
4．ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、1頁の注1を参照。

【完全失業率】

（単位：%）

区分	R03年 7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北海道		3.3 (2.7)			3.0 (3.3)			3.1 (3.0)			3.7 (2.9)		
全国	2.8	2.8	2.8	2.7	2.8	2.7	2.8	2.7	2.6	2.5	2.6	2.6	

（注）1．北海道分は原数値、全国分は季節調整値。　〔資料出所：総務省統計局「労働力調査」〕
2．（ ）内は前年同期。
3．季節調整値は新季節指数により改訂されているため、以前の公表値とは若干異なっている。

7　新規求職・新規求人、有効求職・有効求人の推移（常用計）

（単位：　件、人、倍、％、ポイント）

項　目 年度・月	新規求職 申込件数	対前年 増減比	新　規 求人数	対前年 増減比	新規求人倍率 原数値	新規求人倍率 対前年 増減差	月間有効 求職者数	対前年 増減比	月間有効 求人数	対前年 増減比	有効求人倍率 原数値	有効求人倍率 対前年 増減差
平成24年度	309,819	▲11.1	299,317	9.6	0.97	0.19	*111,830	▲8.1	*64,134	13.7	0.57	0.11
平成25年度	288,868	▲6.8	341,569	14.1	1.18	0.21	*101,843	▲8.9	*74,858	16.7	0.74	0.17
平成26年度	270,711	▲6.3	358,959	5.1	1.33	0.15	*93,839	▲7.9	*80,334	7.3	0.86	0.12
平成27年度	251,706	▲7.0	374,167	4.2	1.49	0.16	*88,473	▲5.7	*85,215	6.1	0.96	0.10
平成28年度	238,747	▲5.1	383,593	2.5	1.61	0.12	*84,483	▲4.5	*87,932	3.2	1.04	0.08
平成29年度	227,176	▲4.8	389,213	1.5	1.71	0.10	*81,417	▲3.6	*90,475	2.9	1.11	0.07
平成30年度	219,953	▲3.2	395,627	1.6	1.80	0.09	*79,157	▲2.8	*92,311	2.0	1.17	0.06
4月	26,509	0.3	34,792	4.8	1.31	0.05	87,719	▲4.2	93,547	2.1	1.07	0.07
5月	20,210	▲0.7	32,705	3.1	1.62	0.06	87,327	▲2.4	93,290	2.9	1.07	0.06
6月	17,048	▲8.9	32,360	0.8	1.90	0.18	83,966	▲2.9	92,386	2.5	1.10	0.06
7月	17,138	1.5	34,464	6.6	2.01	0.10	80,073	▲2.0	93,093	4.7	1.16	0.07
8月	17,570	▲5.1	32,371	1.1	1.84	0.11	79,098	▲3.1	93,157	3.6	1.18	0.08
9月	14,249	▲17.9	31,153	▲8.6	2.19	0.23	75,691	▲5.8	92,235	▲0.5	1.22	0.07
10月	18,828	1.8	36,746	6.7	1.95	0.09	77,457	▲3.6	93,782	0.7	1.21	0.05
11月	16,696	1.2	31,292	4.4	1.87	0.05	75,550	▲2.1	92,573	1.8	1.23	0.05
12月	13,037	▲4.0	26,516	▲4.7	2.03	▲0.02	71,913	▲1.0	87,875	2.1	1.22	0.04
1月	18,791	▲6.4	34,564	1.7	1.84	0.15	73,162	▲2.2	88,048	1.6	1.20	0.04
2月	19,692	2.9	34,206	2.6	1.74	0.00	76,876	▲1.3	91,586	1.3	1.19	0.03
3月	20,185	▲4.5	34,458	0.6	1.71	0.09	81,046	▲2.3	96,163	1.7	1.19	0.05
令和元年度	207,466	▲5.7	385,088	▲2.7	1.86	0.06	*76,484	▲3.4	*91,327	▲1.1	1.19	0.02
4月	25,148	▲5.1	35,963	3.4	1.43	0.12	85,553	▲2.5	95,890	2.5	1.12	0.05
5月	18,737	▲7.3	32,651	▲0.2	1.74	0.12	84,238	▲3.5	95,110	2.0	1.13	0.06
6月	16,698	▲2.1	32,293	▲0.2	1.93	0.03	81,227	▲3.3	94,086	1.8	1.16	0.06
7月	17,403	1.5	36,064	4.6	2.07	0.06	78,403	▲2.1	95,180	2.2	1.21	0.05
8月	16,108	▲8.3	31,737	▲2.0	1.97	0.13	76,771	▲2.9	93,870	0.8	1.22	0.04
9月	15,766	10.6	32,826	5.4	2.08	▲0.11	75,671	0.0	95,314	3.3	1.26	0.04
10月	17,108	▲9.1	36,703	▲0.1	2.15	0.20	75,296	▲2.8	95,498	1.8	1.27	0.06
11月	14,287	▲14.4	29,116	▲7.0	2.04	0.17	72,019	▲4.7	92,382	▲0.2	1.28	0.05
12月	13,322	2.2	26,987	1.8	2.03	0.00	68,442	▲4.8	87,593	▲0.3	1.28	0.06
1月	17,511	▲6.8	30,330	▲12.2	1.73	▲0.11	69,888	▲4.5	82,208	▲6.6	1.18	▲0.02
2月	16,508	▲16.2	30,347	▲11.3	1.84	0.10	72,627	▲5.5	83,944	▲8.3	1.16	▲0.03
3月	18,870	▲6.5	30,071	▲12.7	1.59	▲0.12	77,672	▲4.2	84,844	▲11.8	1.09	▲0.10
令和2年度	196,616	▲5.2	333,305	▲13.4	1.70	▲0.16	*81,183	6.1	*77,534	▲15.1	0.96	▲0.23
4月	22,970	▲8.7	27,936	▲22.3	1.22	▲0.21	81,729	▲4.5	79,361	▲17.2	0.97	▲0.15
5月	15,127	▲19.3	25,056	▲23.3	1.66	▲0.08	79,647	▲5.5	73,823	▲22.4	0.93	▲0.20
6月	17,000	1.8	27,339	▲15.3	1.61	▲0.32	80,165	▲1.3	74,584	▲20.7	0.93	▲0.23
7月	16,010	▲8.0	27,557	▲23.6	1.72	▲0.35	78,831	0.5	74,845	▲21.4	0.95	▲0.26
8月	13,957	▲13.4	25,334	▲20.2	1.82	▲0.15	79,784	3.9	74,962	▲20.1	0.94	▲0.28
9月	14,733	▲6.6	28,272	▲13.9	1.92	▲0.16	81,439	7.6	77,068	▲19.1	0.95	▲0.31
10月	16,167	▲5.5	30,883	▲15.9	1.91	▲0.24	83,398	10.8	80,551	▲15.7	0.97	▲0.30
11月	13,575	▲5.0	26,444	▲9.2	1.95	▲0.09	81,174	12.7	80,253	▲13.1	0.99	▲0.29
12月	13,211	▲0.8	25,439	▲5.7	1.93	▲0.10	78,869	15.2	77,768	▲11.2	0.99	▲0.29
1月	16,747	▲4.4	28,158	▲7.2	1.68	▲0.05	79,898	14.3	76,156	▲7.4	0.95	▲0.23
2月	16,997	3.0	27,766	▲8.5	1.63	▲0.21	82,408	13.5	77,338	▲7.9	0.94	▲0.22
3月	20,122	6.6	33,121	10.1	1.65	0.06	86,855	11.8	83,701	▲1.3	0.96	▲0.13
令和3年度	196,526	▲0.0	355,472	6.7	1.81	0.11	*84,776	4.4	*83,390	7.6	0.98	0.02
4月	24,603	7.1	30,677	9.8	1.25	0.03	91,937	12.5	83,329	5.0	0.91	▲0.06
5月	15,069	▲0.4	26,107	4.2	1.73	0.07	87,965	10.4	81,711	10.7	0.93	0.00
6月	15,470	▲9.0	29,733	8.8	1.92	0.31	84,786	5.8	81,060	8.7	0.96	0.03
7月	15,307	▲4.4	29,930	8.6	1.96	0.24	81,771	3.7	80,836	8.0	0.99	0.04
8月	15,131	8.4	26,635	5.1	1.76	▲0.06	83,830	5.1	81,323	8.5	0.97	0.03
9月	14,612	▲0.8	30,374	7.4	2.08	0.16	84,414	3.7	82,951	7.6	0.98	0.03
10月	15,640	▲3.3	31,963	3.5	2.04	0.13	84,875	1.8	84,535	4.9	1.00	0.03
11月	15,336	13.0	28,717	8.6	1.87	▲0.08	83,880	3.3	85,968	7.1	1.02	0.03
12月	13,438	1.7	27,114	6.6	2.02	0.09	81,612	3.5	83,021	6.8	1.02	0.03
1月	16,893	0.9	30,102	6.9	1.78	0.10	82,519	3.3	82,158	7.9	1.00	0.05
2月	15,208	▲10.5	30,357	9.3	2.00	0.37	82,574	0.2	84,037	8.7	1.02	0.08
3月	19,819	▲1.5	33,763	1.9	1.70	0.05	87,145	0.3	89,752	7.2	1.03	0.07
令和4年度												
4月	23,930	▲2.7	34,810	13.5	1.45	0.20	92,225	0.3	91,907	10.3	1.00	0.09
5月	17,542	16.4	29,853	14.3	1.70	▲0.03	91,724	4.3	91,826	12.4	1.00	0.07
6月	16,457	6.4	33,369	12.2	2.03	0.11	89,441	5.5	93,165	14.9	1.04	0.08
7月	14,795	▲3.3	34,649	15.8	2.34	0.38	84,408	3.2	93,178	15.3	1.10	0.11

（注）1．　＊印の数値は年度の平均値。
　　2．　ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、
　　1頁の注1を参照。

8　職種別求人・求職状況（常用計）

【令和4年7月内容】　（単位：倍、人、ポイント、%）

	有効求人倍率		月間有効求人数		月間有効求職者数	
		前年差		前年比		前年比
職業計	**1.10**	**0.11**	**93,178**	**15.3**	**84,408**	**3.2**
管理的職業	1.20	0.19	301	27.0	251	7.3
専門的・技術的職業	1.73	0.04	20,111	10.8	11,618	8.2
開発・製造技術者	0.94	0.16	575	16.9	612	▲3.3
建築・土木・測量技術者	6.39	0.30	3,347	6.0	524	1.2
情報処理・通信技術者	1.12	0.03	1,260	9.4	1,126	6.5
医師、薬剤師等	1.86	▲0.47	448	▲12.2	241	10.0
看護師、保健師等	1.46	0.05	4,722	13.3	3,226	8.9
医療技術者、栄養士等	1.92	0.11	2,603	16.3	1,356	9.8
保育士、福祉相談員等	2.60	0.12	5,646	13.7	2,174	8.4
事務的職業	0.41	0.07	8,479	29.8	20,649	6.5
一般事務員	0.34	0.06	6,015	29.7	17,879	6.5
会計・経理事務員	0.66	0.10	791	25.8	1,200	6.5
営業・販売事務員	1.31	0.29	747	31.3	570	1.8
販売の職業	1.66	0.27	8,902	12.8	5,350	▲5.7
販売店員、訪問販売員	1.66	0.31	6,241	15.8	3,751	▲5.7
保険外交員、サービス外交員	1.57	0.30	130	15.0	83	▲6.7
営業員	1.67	0.18	2,531	5.9	1,516	▲5.6
サービスの職業	2.47	0.44	23,105	18.2	9,341	▲3.2
ホームヘルパー、ケアワーカー	3.04	▲0.09	9,418	2.2	3,100	5.3
看護助手、歯科助手等	3.17	0.49	1,565	8.6	494	▲8.0
調理人、調理見習	2.73	0.86	6,110	28.8	2,238	▲11.7
給仕、接客サービス員	2.08	0.91	3,600	55.1	1,728	▲12.9
マンション、駐車場等管理人	0.74	0.09	480	32.2	649	16.1
保安の職業	4.18	0.05	2,314	9.4	554	8.2
警備員	4.19	0.03	2,310	9.6	551	8.9
農林漁業の職業	2.16	▲0.04	1,489	2.9	688	4.6
生産工程の職業	2.56	0.34	8,054	13.4	3,142	▲1.9
生産機械制御・監視員	2.26	0.96	203	46.0	90	▲15.9
金属加工、溶接・溶断工	3.46	0.16	1,178	2.5	340	▲2.3
その他の製造加工作業員	2.26	0.47	3,771	25.5	1,671	▲0.7
機械組立工	1.91	0.08	446	▲5.7	234	▲9.3
整備工・修理工	4.06	▲0.44	1,757	3.9	433	15.2
製品検査工	3.68	0.27	206	7.9	56	0.0
塗装、CADオペレーター	1.55	0.34	493	8.4	318	▲15.6
輸送、機械運転の職業	1.86	0.08	5,930	8.5	3,191	3.6
自動車運転手	2.11	0.16	4,296	8.6	2,036	0.2
ボイラー・建設機械運転工	1.60	0.02	1,402	4.2	878	2.8
建設・採掘の職業	5.01	0.60	6,244	11.2	1,247	▲2.0
型枠大工、とび工	8.03	1.67	1,157	22.0	144	▲3.4
大工・左官	4.46	1.03	1,409	14.0	316	▲12.2
電気工事、電気配線工	3.19	▲0.07	851	3.9	267	6.4
建設・土木作業員	5.43	0.33	2,818	8.2	519	1.6
運搬・清掃・包装の職業	0.74	0.14	8,249	22.7	11,084	▲0.8
運搬、配達、倉庫作業員	1.25	0.15	1,860	13.3	1,484	▲0.9
清掃作業員	1.95	0.52	3,895	33.2	2,000	▲2.2
包装作業員	2.46	▲0.84	275	▲0.7	112	33.3
選別作業員、軽作業員	0.30	0.05	2,219	17.9	7,488	▲0.7

（注）ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注１を参照。

9　新規求人数の正社員割合

（単位：人、%）

	R03年7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	対前年同期比(増)
新規求人数	29,930	26,635	30,374	31,963	28,717	27,114	30,102	30,357	33,763	34,810	29,853	33,369	34,649	15.8
正社員求人	14,686	13,376	15,001	15,513	14,060	14,118	15,293	14,930	16,075	16,605	14,664	16,133	16,300	11.0
占める割合	49.1	50.2	49.4	48.5	49.0	52.1	50.8	49.2	47.6	47.7	49.1	48.3	47.0	▲2.1
正社員求人以外	15,244	13,259	15,373	16,450	14,657	12,996	14,809	15,427	17,688	18,205	15,189	17,236	18,349	20.4
占める割合	50.9	49.8	50.6	51.5	51.0	47.9	49.2	50.8	52.4	52.3	50.9	51.7	53.0	2.1

10　産業別正社員の新規求人数・割合

（単位：人、%）

産　業	産業別正社員の新規求人数			産業別新規求人数に占める正社員求人の割合		
	R04年7月	R03年7月	増減比	R04年7月	R03年7月	増減差
D 建 設 業	3,366	3,214	4.7	84.4	86.6	▲2.2
E 製 造 業	1,147	1,016	12.9	43.5	47.3	▲3.8
G 情報通信業	429	508	▲15.6	63.5	84.4	▲20.9
H 運輸業,郵便業	1,137	943	20.6	68.7	66.2	2.5
I 卸売業,小売業	1,939	1,607	20.7	41.7	48.0	▲6.3
M 宿泊業,飲食サービス業	811	585	38.6	29.5	26.6	2.9
P 医療,福祉	4,561	4,190	8.9	46.6	45.2	1.4
R サービス業(他に分類されないもの)	1,036	791	31.0	24.0	23.7	0.3
そ の 他	1,874	1,832	2.3	44.9	47.1	▲2.2
合　計	16,300	14,686	11.0	47.0	49.1	▲2.1

11　正社員の有効求人倍率の推移

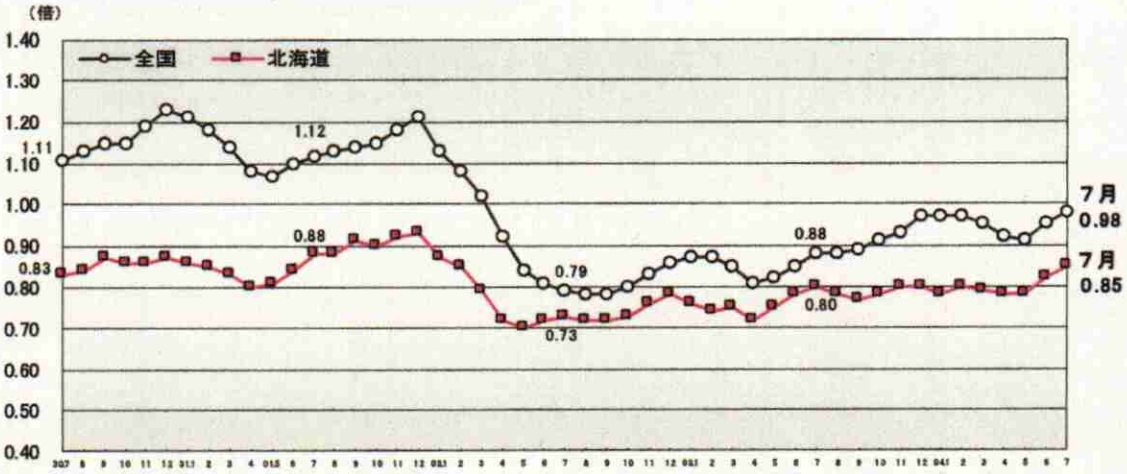

（単位：倍、ポイント）

区　分	R03年7月	8月	9月	10月	11月	12月	R04年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
北　海　道	0.80	0.78	0.77	0.78	0.80	0.80	0.78	0.80	0.79	0.78	0.78	0.82	0.85
	(0.07)	(0.06)	(0.05)	(0.05)	(0.04)	(0.02)	(0.02)	(0.06)	(0.04)	(0.06)	(0.03)	(0.04)	(0.05)
全　国	0.88	0.88	0.89	0.91	0.93	0.97	0.97	0.97	0.95	0.92	0.91	0.95	0.98
	(0.09)	(0.10)	(0.11)	(0.11)	(0.10)	(0.11)	(0.10)	(0.10)	(0.10)	(0.11)	(0.09)	(0.10)	(0.10)

(注) 1. 正社員有効求人倍率＝正社員有効求人数／常用フルタイム有効求職者数。なお、常用フルタイム有効求職者にはフルタイムの派遣労働者や契約社員を希望する者も含まれるため、厳密な意味での正社員有効求人倍率より低い値となる。
2. 下段（ ）内は対前年同月差。
3. ハローワークインターネットサービスの機能拡充に伴う令和3年9月以降の数値の取扱いについては、１頁の注１を参照。